

消費税法における金融サービス課税

本多 博之

消費税法における金融サービス課税

氏名：本多 博之

1 研究目的

金融サービスのうち預貸スプレッド（貸付利子と預金利子の差額）のようなマージンの形態をとる資金仲介サービス（以下、「金融サービス」とする）については、消費税法別表第一「預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等」により非課税とされている。金融サービスが付加価値を生産しているのは明らかであり、消費税が実質的に付加価値を課税対象にしているところ、本来、金融サービスは課税対象に含まれるべきである。非課税措置の主な理由は、預貸スプレッドのようなマージンには、課税対象とはならない付加価値とは異なる要素も含まれているため、付加価値の部分を特定・抽出し課税することの技術的な困難さにある。そのため、付加価値を課税対象とする多くの国で非課税措置が採られている。

一般的に、非課税措置により①税の累積 ②過小課税 といった弊害が生じるといわれるが、令和元年 10 月には消費税率が二桁の 10%となり、非課税措置による弊害は非常に大きくなっていると思われる。そこで、本稿では、金融サービスを課税ベースに取り込むべく、金融サービス課税案を検討した。

2 研究内容

第 1 章にて、わが国の消費税法について概観する。

第 2 章では、利子の構成要素を把握することで、金融サービスにおける付加価値の所在を明らかにする。そして、国民経済計算における金融サービスの付加価値の規模を推計する。また、税の累積や過小課税が生じる仕組みを説明する。

第 3 章では、これまで提案されてきた金融サービス課税案の仕組みや方法を確認する。課税案には、キャッシュの流出入に着目した基本的なキャッシュ・フロー税やその改良形である TCA（Tax Calculation Account, TCA）付キャッシュ・フロー税、利子の流出入に着目した修正リバースチャージ方式、現行消費税制度の枠内で税の累積の緩和に有効なゼロ税率、利潤や賃金といった付加価値の生産要素に対して課税する金融活動税（Financial Activities Tax, FAT）といったものがあり、それぞれの長所・短所についても述べる。

最後に、第 4 章で、日本での議論の状況をふまえ、付加価値課税として FAT、税の累積に対してゼロ税率の課税案を提案する。FAT の課税ベースの試算として、先行研究における「キャッシュ・フロー計算書」を用いた課税ベースの試算を検証し、さらに試算対象行を拡張し検証を行った。また、外形標準課税の付加価値割を用いた課税ベースと税収の試算を行うとともに、不十分な点の改善も行った。

3 研究の成果

金融サービスの非課税措置による問題に対して、これまで多くの課税案が提示されたが、いずれの課税案にも長所・短所がある。その中でも、付加価値の要素を積み上げていく加算法による付加価値の特定が、現実の執行の観点からもこの問題を解決できる方法と考え、FAT による金融サービス課税を検討した。

本稿では、わが国の外形標準課税の付加価値割を基準に、設備投資全額の控除を認める修正を加えることで、金融機関の消費ベースの付加価値が把握可能になると同時に、追加的な事務負担が少ない課税ベースの算出方法を提案した。さらに、この方法によって算出した課税ベースから、国外取引及び既に現行消費税法において課税された取引（手数料取引など）に対する利潤を控除した課税ベースを用いて、主要銀行 5 行の実際の財務諸表により、課税ベースと税収の試算を行った。

課税ベースの算出と併せて、現行消費税制度における非課税措置による税の累積と仕入税額控除のない FAT による税の累積の問題に対しては、事業者向け金融サービスに対するゼロ税率の導入を提案した。

以上のように、FAT 及び事業者向け金融サービスに対するゼロ税率の導入が本稿で提案する金融サービス課税案である。情報の制約上、税の累積がどの程度生じているか定かではないため、税の累積の問題について、実際の情報を基に議論を深めていく必要はあるが、付加価値に対する適切な課税と税の累積に配慮した課税方法として、上記の金融サービス課税案を提示した。

以 上

目次

はじめに	1
第1章 消費税の類型とわが国の消費税法	5
第1節 消費税の概念と諸類型	5
1 消費税の概念	5
2 一般消費税の諸類型	5
第2節 わが国の消費税法	8
1 課税の対象と納税義務者	8
2 非課税取引	12
3 輸出取引	13
4 課税標準と課税期間、税率	14
5 仕入税額控除の仕組みと課税売上割合	16
第3節 課税の対象に係る判例と消費税法の構成	20
1 消費税法における「資産の譲渡」について争った事案	21
2 消費税法における「事業」について争った事案	23
3 消費税法における「対価」について争った事案	26
4 消費税法の構成	28
第2章 金融サービスの付加価値と非課税措置による弊害	29
第1節 金融サービスの付加価値	29
1 付加価値と課税ベース	29
2 利子の構成要素と付加価値税の対象	30
3 金融サービスにより生産される付加価値の規模	32
第2節 金融サービスの非課税措置による弊害	36
1 税の累積	36
2 税の漏れ	38
第3章 金融サービスに対する課税方法	39
第1節 課税方法の全体像	39

第2節	キャッシュや利子の流入に注目した課税方法	40
1	基本的なキャッシュ・フロー（CF）税	40
2	税額計算勘定（TCA）付キャッシュ・フロー税	44
3	修正リバースチャージ法（MRC）	46
第3節	ゼロ税率	51
第4節	金融活動税（FAT）	52
1	課税方法と課税ベース	52
2	FATによる消費者向け金融サービスに対する課税	54
3	FATによる事業者向け金融サービスに対する課税	55
第5節	各課税方法の比較	56
第4章	金融サービス課税の導入に向けて	58
第1節	わが国での課税の方向性と議論の状況	58
1	わが国での課税の方向性	58
2	日本での議論の状況	59
3	金融機関側によるFAT導入の検討	60
第2節	FATの課税ベースの算出	61
1	キャッシュ・フロー法人税による課税ベースの算出	62
2	外形標準課税によるFATの課税ベースの算出	64
3	「付加価値割課税ベース」の調整	66
第3節	税の累積への対応	68
おわりに		70
補論	金融サービス課税の各国の状況	72
1	EUの取組み	72
2	ニュージーランドの取組み	75
3	オーストラリアの取組み	77
4	イスラエルの取組み	78
参考文献等一覧		80

はじめに

1 研究の目的

金融サービスのうち預貸スプレッド（貸付利子と預金利子の差額）のようなマージンの形態をとる資金仲介サービス¹については消費税法別表第一「預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等」により課税対象から除かれている。金融サービスが付加価値を内包している²ことは明らかであり、本来は課税対象になるべきであるが、わが国の消費税だけでなく、欧州など付加価値を課税対象とする多くの国で非課税措置が採られている。非課税措置の主な理由には、預貸スプレッドのようなマージンには、課税対象とはならない付加価値でない要素も含まれているため、付加価値の部分を特定・抽出し課税することの技術的な困難さがあげられる。このような金融サービスに対する取扱いについて、他の課税対象とされるサービスと異なる扱いをすべきではなく、何らかの形で課税ベースに取り込むべきとの主張が古くからなされている³。

わが国の消費税法では、取引の各段階において、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除して税額算定を行う前段階税額控除方式を採用している。一般に前段階税額控除方式による付加価値課税では、非課税措置により①税の累積 ②税の漏れが生じるといった弊害が指摘される。

税の累積については、消費税法における仕入税額控除の仕組みの中で、利子などの非課税売上に対応する課税仕入れに係る税額の控除が制限されることに起因するもので、金融機関が収益性の悪化を回避するため控除できなかった消費税を事業者へ価格転嫁することで生じる。事業者向けの金融サービスが非課税化されることで、価格転嫁による税の累積を通じてその後の各経済主体は過大な税負担を強いられることになる。また、仕入税額控除が制限されたことによる実質的な課税分について、事業者へ転嫁することなく金融機関自身で負担することもあり得るが、この場合には金融機関の収益性が悪化することになる。

消費者向けの金融サービスが非課税化されると、消費者がサービスを享受しているにも関わらず課税されないため過小課税となり、他の産業との課税の公平性が保たれないという問題が生じる。

¹ 金融機関等の提供するサービスは多岐にわたるが、本稿では、断りのある場合を除き、家計から金銭の消費寄託を受け、事業者へ資金の貸付けを行う資金仲介サービスを便宜的に「金融サービス」と表記する。

² 金子（2021）pp. 805-806 は、付加価値を「分配国民所得の観点からは、賃金や企業利潤を合計した金額である（加算法）」としている。金融機関では金融サービスを提供することによりマージンの形で収益を獲得し、それを源泉に賃金の支払いや利潤を生み出している。このことから金融機関において付加価値が生産されていることは明らかである。

³ 金子（1995）pp. 5-6 は、性質上消費税になじまないものとされている取引として金融・保険および土地の三つの取引をあげ、本当に消費税になじまないものかどうか検討が必要との立場をとっている。

このように、金融サービスの非課税措置により経済に多くの歪みをもたらすものと考えられるが、わが国では消費税率が低率で導入されたこともあり、これまでのところ金融サービスの非課税化はあまり問題視されてこなかったかもしれない。しかしながら令和元年 10 月には消費税率が二桁の 10%となり、金融サービスの非課税化の影響は看過できないほど大きくなっていることが予想される。

そこで本稿では、消費税法別表第一「預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等」により規定されている金融サービスに対する非課税措置について、課税ベースに取り込む方法を検討することとする。付加価値税である消費税は、すべての財やサービスに対して付加価値を基準に均一に課税することを原則としており、このような経済中立性は消費税のもつ大きな特徴である。消費税導入以降、金融サービスについて非課税措置が続けられているが、課税ベースの範囲に影響を与える非課税措置について、これまで十分な議論が行われてきたとは言い難い。本稿では非課税規定の一つである金融サービスに焦点を当て、課税ベースに取り込む余地がないのかどうか検討する。

検討を行うにあたって、まず現在のわが国における金融サービスに係る付加価値の規模を把握することは有意義であろう。また、非課税措置による弊害は古くから指摘されており、EU を中心に金融サービス課税化に向けた提案もなされてきた。非課税化による弊害を解消するための各課税案の仕組みや特徴、それらが導入・定着に至らなかった点を整理・検証することは、わが国での金融サービス課税化に向けた制度設計を行ううえで参考になるはずである。そうしたこれまでの課税化に向けた取り組みを振り返ると、付加価値に対して適切に課税できる仕組みとなっているのか、実行にあたり金融機関・事業者にとって執行のコストが高くなりすぎないかといった点が、課税ベースに取り込むにあたり重要であることを示唆している。その他にも、わが国特有の問題として、消費税が今後ますます増大する社会保障費の財源としての役割を担うことから、税収の視点からこの問題を捉えることも必要である。事業者向けの金融サービスでは、税の累積による過大課税が生じているのに対して、消費者向けの金融サービスでは、過小課税が問題であるため、適正な付加価値課税がなされたとしても税収増になるかどうかは定かではない。

付加価値に対して均等に課税することが望ましいとしつつも、適正な付加価値課税の仕組みを構築することやその執行コストから非課税制度を維持せざるを得ないとし、非課税制度の継続を支持する意見もある⁴。これまで非課税措置が継続されてきたこともふまえると、これらの懸念に十分配慮した制度でなければ金融サービスの課税化は実現困難であろう。しかし、消費税があらゆる財・サービスの消費に広く薄く負担を求め導入されたことを鑑みると、狭められた課税ベースについて議論を深めることは立法上の趣旨や経済中立性の視点からは極めて重要な問題である。金融サービスをはじめとした非課税取引の範囲は課税ベースを決める大きな要素であり、税率を含めた今後の消費税

⁴ 篠原 (2016) p. 342。

制度全体の設計にも影響を与える。そのため筆者は、金融サービス課税化に向けたより良い解決策を模索する立場で検討していく。

2 本稿の構成

第1章では、一般概念としての消費税についてその類型について確認し、わが国の消費税が属するといわれている付加価値税の仕組みや特徴について述べる。次に、日本の消費税法においては、広く課税対象となる取引を捕捉したうえで、性質上課税になじまないものや社会政策的配慮から非課税規定を限定的に設け、課税対象から除く構成をとっていることを確認する。そして、課税・非課税取引の分類により計算される課税売上割合が、仕入控除税額の算定過程で控除税額を制限する仕組みについて述べる。また、取引が課税対象となるかどうかについて争われたいくつかの事例を紹介し、判例においても消費に広く薄く負担する消費税法の導入趣旨をふまえ、法令の根拠なく課税対象を限定する必要性及び合理性を否定する立場をとっていることを示す。

第2章では、まず、性質上課税になじまないとされている金融サービスについて、利子の構成要素を把握することで、金融サービスにおいて付加価値を特定・抽出することの技術的困難さを確認する。そして、わが国の国民経済計算において金融サービスがどの程度の規模となっているのか、FISIMの概念を用い付加価値の規模を推計する。決して軽視できない規模の付加価値が存在しており、消費税率も引き上げられていることを考慮すると、非課税措置により引き起こされる弊害も比例して大きくなっていると考えられる。非課税措置による弊害のうち主に税の累積や過小課税の問題を、具体的な数値例を用いながら説明する。

第3章では、金融サービスに対する課税方法として、これまでに提案された各課税案を説明する。付加価値を基準とした均一の課税といった視点から、金融サービスも当然課税対象に含まれるべきであり、こうした考えから様々な課税案が提案された。具体的には、キャッシュの流出入に着目した基本的なキャッシュ・フロー（CF）税やその改良形であるTCA付キャッシュ・フロー税（TCA）、利子の流出入に着目した修正リバースチャージ方式（MRC）、現行消費税制度の枠内で税の累積の緩和に有効なゼロ税率、利潤や賃金といった付加価値の生産要素に対して課税する金融活動税（FAT）といった方法である。これらの課税方法の基本的な仕組み特徴を数値例を用いながら説明し、メリット・デメリットを述べる。

第4章では、これまでに説明した各課税案の仕組みや特徴、日本での議論の状況をふまえたうえで、わが国での課税方法を検討する。本稿では、利子に内在する付加価値の特定は断念し、付加価値を利潤や賃金といった生産要素を積み上げていく加算法で捉えるFATによる金融サービス課税案を提案する。FATの課税ベースは基本的には利潤と賃金となるため、わが国で既に導入している法人事業税における外形標準課税の付加価値割の課税ベースを基準に、軽微な修正を加えることで、事務負担を抑えつつFATの課税

ベースを実現できることを示す。そして、税の累積の問題に対してゼロ税率を導入し、付加価値課税の実現と税の累積の緩和を図る金融サービス課税の方向性を提示する。

補論として、各国の金融サービス課税に向けた取組み状況を紹介する。EU では非課税化による問題を認識し、課税案の提案や実証的な検証も行われてきたが、今もなお非課税措置が続けられている。これに対して何らかの措置を導入している国として、税の累積の問題に対する解決案としてゼロ税率を導入しているニュージーランドや補償税としての役割として金融機関の利潤や賃金に課税するイスラエルなどがある。本稿で提示する FAT による付加価値課税とゼロ税率による税の累積の緩和を同時に実施している国は存在しないが、金融サービス課税を難しくする付加価値の特定を断念し、加算法による付加価値課税を実施している国や税の累積を緩和するゼロ税率を実際に導入している国はあり、わが国での金融サービス課税も決して非現実的な議論ではないであろう。

第1章 消費税の類型とわが国の消費税法

第1節 消費税の概念と諸類型⁵

本節では一般概念としての消費税について、その意義や類型を確認したのち、わが国の消費税が属するといわれている付加価値税の仕組みやその特徴を整理する。

1 消費税の概念

消費税という用語は包括的な名称であり、同じ用語であってもその意味するところは異なる。一般概念としての消費税について、金子（2021）は、「物品やサービスの消費に担税力を認めて課される租税」⁶としている。平成元年に導入されたわが国の消費税は、一般概念としての消費税のうち、後述する多段階一般消費税の一つである付加価値税に属するといわれている。はじめに付加価値税を含めた消費税の諸類型について整理したうえで、それぞれの特徴や仕組みを確認していく。

金子（2021）によれば、まず消費税は大きく租税の転嫁の有無により直接消費税と間接消費税に分けられる。直接消費税は、最終的な消費行為を対象として課される租税であり、ゴルフ場利用税や入湯税が直接税に該当する。直接消費税は、消費行為を行う者が直接的に納税義務者となり、取引価格を通じ租税負担を他の経済主体に移す租税の転嫁を予定していない。一方、間接消費税は、最終消費よりも前の段階で物品やサービスに対する課税が行われ、物品やサービスに含められた税負担が消費者に転嫁されることを予定している租税である。わが国の消費税や酒税、たばこ税が間接税に該当し、納税義務者となる事業者に課税が行われ、物品やサービスの価格に転嫁された租税を最終的に消費者が負担することになる。

さらに間接消費税は、課税対象とする物品・サービスの範囲の違いから個別消費税と一般消費税に分類される。個別消費税は、特定の物品やサービスに対してのみ課される租税であり、酒税やたばこ税等が個別消費税に該当する。これに対して一般消費税は、原則的にはすべての物品やサービスの消費に対して課される租税をいう。わが国の消費税は一般消費税に該当し、法令の定めにより一部の贅沢品などに課される個別消費税とは異なり、課税ベースの広い税である。また、一般消費税は課税段階の数により、単段階一般消費税と多段階一般消費税に分けられ、以下では一般消費税の類型を整理する。

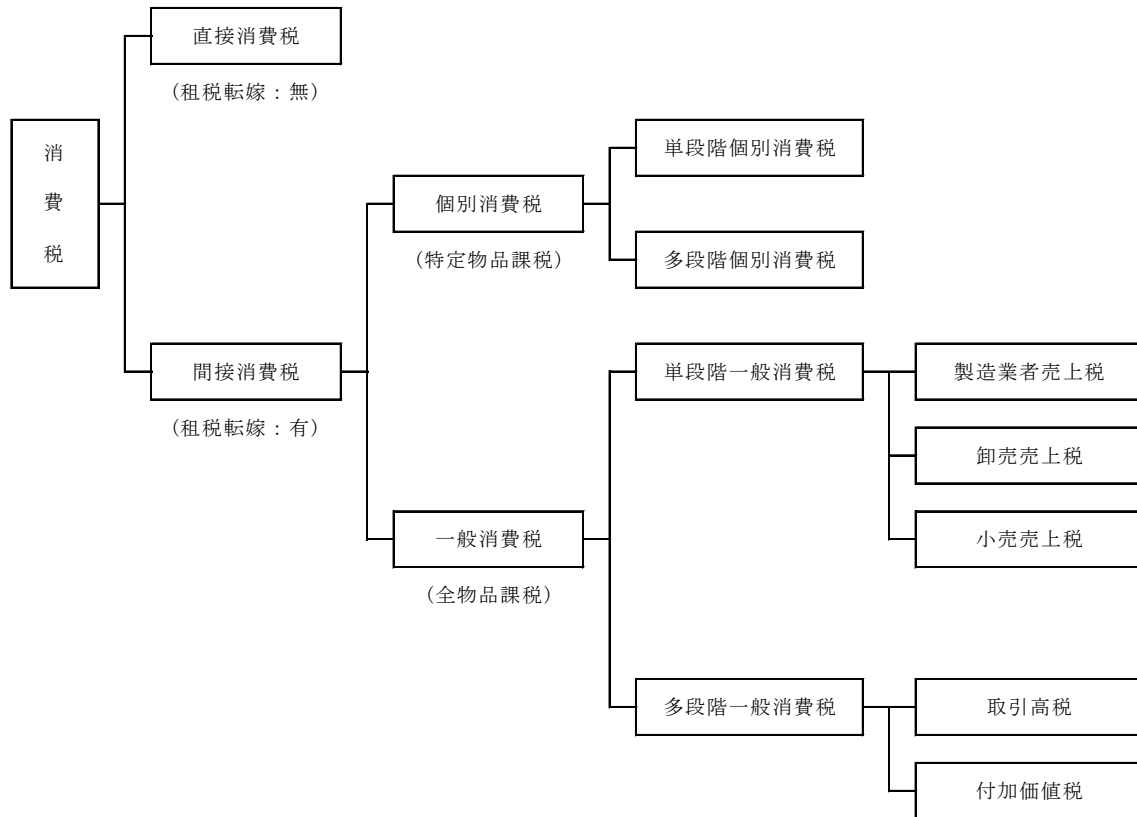
2 一般消費税の諸類型

消費税の類型を図示すると図 1-1 のようになる。以下でそれぞれを見ていく。

⁵ 本節の内容は、金子（2021）pp. 801-812、武田（1989）、菊谷（2006）pp. 39-41 を参考にした。

⁶ 金子（2021）p. 801。

図1-1 消費税の類型



(出所) 菊谷 (2006) p. 41をもとに筆者作成。

(1) 単段階一般消費税

取引のどの段階で課税するかにより、製造業者売上税、卸売売上税、小売売上税があり、それぞれ基本的な考え方や特徴は以下の通りである。

① 製造業者売上税

製造業者売上税は、製造業者を納税義務者とし、製造する物品の売上に対して課税する消費税である。納税義務者が少ないため、税務執行が容易になる一方、課税ベースが最も小さく、税収の点からは税率を高く設定せざるを得なくなる。また、サービスが課税ベースから除かれているため、別途サービス課税を検討する必要がある、製造業者売上税だけでは一般消費税としては不完全なものである。

② 卸売売上税

卸売売上税は、卸売業者が販売する物品の売上に対して課税する消費税である。納税義務者は①より多くなるものの、それでも課税ベースは小さく税率は高くなる。サービスが課税ベースから除かれている点も①と同様であり、一般消費税としては①と

同様に不完全である。

③ 小売売上税

小売売上税は、小売業者の売上げに対して課税する消費税である。最終消費段階のみに課税され、物品だけでなくサービスも課税の対象となることから課税ベースは広くなる。後述する付加価値税と同様に一般消費税として進んだものであり米国の州税にも採用されているが、小売段階の事業者には零細企業も多く、売上金額の正確な把握という点では問題がある。

(2) 多段階一般消費税

各取引段階の売上金額を課税標準として課税する取引高税と、各取引段階の付加価値を課税標準として課税する付加価値税があり、それぞれ基本的な考え方や特徴等は以下の通りである。

① 取引高税

取引高税は、製造・卸売・小売のすべての取引段階の売上に対して課税する一般消費税である。累進課税を排除するための措置は講じておらず、課税ベースは最も大きくなるが、税負担が累積するため企業の垂直的統合を促し、経済に対し中立的でないという問題がある。

② 付加価値税

付加価値税は、各取引段階の付加価値に対して課税する一般消費税である。ここで付加価値について、金子（2021）は、「原材料の製造から製品の小売までの各段階において事業が国民経済に新たに付加した価値のことであり、生産国民所得の観点からは、事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地・建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出を控除した金額であり（控除法）、分配国民所得の観点からは、賃金・地代・利子および企業利潤を合計した金額である（加算法）」⁷としている。付加価値税では新たに付加された価値に対し課税されるため税の累積を排除することができ、前段階に課された税額が次の取引段階で控除されるため、取引段階の相違による税の累積は生じない。税額算定の仕組みとしては、課税期間の課税売上に税率を乗じて得た金額から、課税仕入に含まれていた前段階の税額を控除することにより算定し、一般にこれは「前段階税額控除法」と呼ばれている。なお、付加価値税については、仕入税額控除の方式により、インボイス方式（登録番号や適用税率、税額等一定の事項が記載されたインボイスの保存を条件に税額の控除を認める方式）と帳簿方式（登録番号や税額の記載は要求されず、一定の事項を記載した帳簿及び請

⁷ 金子（2021）pp. 805-806。

求書の保存を条件に税額の控除を認める方式）があるが、EU をはじめインボイス方式を採用している国が多く、わが国でも令和 5 年 10 月よりインボイス方式の導入が予定されている。

実際の制度において前段階税額控除法が採用されている理由として、金子（2021）は以下の 4 つをあげている⁸。第 1 に、税額算定の仕組みとして簡便なこと、第 2 に、取引高税で問題となる税の累積が解決され、中立的で公平な税制であること、第 3 に、物品・サービスが消費された国で課税する仕向地主義の原則のもと、輸出取引にあたって国境税調整を比較的正確に行うことができ、税制が国際的競争力に影響を及ぼさないこと、第 4 に、特にインボイス方式のもとでは、取引双方のインボイスをクロス・チェックすることで、脱税の発見を容易にし、租税行政上のメリットが大きいことをあげている。

消費税の類型として様々なものがあるが、EU 他多くの国で付加価値税が採用されているのは以上のような理由からである。

第 2 節 わが国の消費税法⁹

わが国の消費税が一般消費税のうち付加価値税に属するとされているところ、原則としてすべての物品およびサービスが課税対象となる。本節では、日本の消費税法においては、広く課税対象となる取引を捕捉したうえで、性質上課税になじまないものや社会政策的配慮から非課税規定を限定的に設け、課税対象から除く構成をとっていることを確認する。そして、課税・非課税取引の分類により計算される課税売上割合が、仕入控除税額の算定過程で控除税額を制限する仕組みについて述べる。

1 課税の対象と納税義務者

(1) 課税の対象

① 国内取引

国内取引については、「国内において事業者が行った資産の譲渡等及び特定仕入れには、消費税を課する」¹⁰（消費税法 4 条 1 項、以下消費税法は「消法」と表記する）と規定されている。ここで「事業者」とは「個人事業者および法人」（消法 2 条 1 項 3 号 4 号）、「資産の譲渡等」とは「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」（消法 2 条 1 項 8 号）と定義されている。このことから取引が課税対象となるかの判定において、「国内において」「事業として」「対価を得て行う」「資

⁸ 金子（2021）p. 806。

⁹ 本節の内容は、金子（2021）pp. 813-842、山本（1995）pp. 115-142 を参考にした。

¹⁰ ここで「特定仕入れ」とは事業として他の者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」（消費税法第 2 条 1 項 8 号の 4）や「特定役務の提供」（同項 8 号の 5）をいう。平成 27 年度税制改正で国外事業者からの事業者向け電気通信利用役務の提供に対し課税するため、課税方式としてリバースチャージ方式が用いられたことで課税対象取引となったが、本稿では取り扱わないこととする。

産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供」の4つの要件を充足する必要があるといわれている。なお、これらの定義や範囲、解釈等については後述する。

② 輸入取引

輸入取引については、「保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する」（消法4条2項）と規定されており、「保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時に当該外国貨物をその保税地域から引き取るものとみなす。ただし、当該外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費され、又は使用された場合その他政令で定める場合は、この限りでない」（消法4条6項）とされており、保税地域において外国貨物を消費又は使用した場合も引き取りとみなされ課税の対象となる。

(2) 資産の譲渡等

① 資産の譲渡

消費税法上、「資産」の定義規定はないものの、消費税基本通達（以下、「消基通」）5-1-3では、『資産』とは、取引の対象となる一切の資産をいうから、棚卸資産又は固定資産のような有形資産のほか、権利その他の無形資産が含まれることに留意する」としている。金子（2021）においても、「棚卸資産・固定資産等の有形資産から商標権・特許権等の無形資産まで、およそ取引の対象となるすべての資産を含む広い概念である」¹¹と同様に捉えている。また、「資産の譲渡」を「資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させること」（消基通5-2-1）としている。このため以下のような資産の譲渡等に類する行為や付随行為も資産の譲渡の範囲に含まれる（消費税法施行令（以下「消令」）2条1～3項）。

- イ 負担付き贈与による資産の譲渡。
- ロ 金銭以外の資産の出資
- ハ 特定受益証券発行信託、一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等
- ニ 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- ホ 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの
- ヘ 土地収用法等に基づいて所有権等を収用され、権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。
- ト 資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

¹¹ 金子（2021）pp. 814-815。

② 資産の貸付け

資産の貸付けは「資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為（電気通信利用役務の提供を除く）」（消法 2 条 2 項）と定義されている。一般的には賃貸借、消費貸借等の契約により資産を他の者に貸付け若しくは利用させ又は預け入れることとされている。また、資産に係る権利の設定とは、土地に係る地上権若しくは地役権、特許権等の工業所有権に係る実施権若しくは使用権又は著作物に係る出版権の設定（消基通 5-4-1）をいい、資産を使用させる一切の行為としては以下のようなものも含まれる（消基通 5-4-2）。

- イ 工業所有権等（特許権等の工業所有権並びにこれらの権利に係る出願権及び実施権をいう。）の使用、提供又は伝授
- ロ 著作物の複製、上演、放送、展示、上映、翻訳、編曲、脚色、映画化その他著作物を利用させる行為
- ハ 工業所有権等の目的になっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作（特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。）の使用、提供または伝授

③ 役務の提供

消基通 5-5-1 では役務の提供を土木工事、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、便益、出演、著述その他のサービスを提供することをいい、弁護士、公認会計士、税理士、作家、スポーツ選手、映画監督、棋士等によるその専門知識、技能に基づく役務の提供もこれに含まれるとしている。対価を得て行われる役務・サービスの多くが役務の提供に該当するが、契約等の解約に伴って受け取った金銭のうち、逸失利益に対する損害賠償金の性格を有するキャンセル料や解約損害金、団体等がその存立を図るための通常会費などについては役務の提供における対価とは扱われない。

(3) 国内取引の判定

消費税は国内で行われる取引に課すとしているが、取引が国内で行われたかどうかについて判定を要する場合もある。そのため、資産の譲渡等が国内において行われたかどうかについて、以下のような基準をもとに判定を行うこととされている。

① 資産の譲渡又は貸付け

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時においてその資産が所在していた場所としているが、資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の資産でその所在していた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所（消法 4 条 3 項 1 号）としている。船舶、航空機や

特許権、商標権等については登録機関の所在地を基準として判定することとされており、所在場所が明らかでないものについては、一定の場所を基準として判定を行うこととされている（消令 6 条 1 項）。

② 役務の提供

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所としているが、役務の提供が国際運輸、国際通信その他の役務の提供で役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所（消法 4 条 3 項 2 号）としている。国際運輸の場合には出発地、発送地又は到着地、国際通信の場合には発信地又は受信地を基準に判定が行われ、一定の場所を基準として判定することとされている（消令 6 条 2 項）。なお、国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないものについては、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地を基準として判定することとされている（消令 6 条 2 項 6 号）。

③ 電気通信利用役務の提供

国内取引の判定は、役務の提供を受ける者の住所若しくは居所（現在まで引き続いて一年以上居住する場所をいう。）又は本店若しくは主たる事務所の所在地が国内にあるかどうかにより行う（消法 4 条 3 項 3 号）。

④ 金銭の貸付け等

国内取引の判定は、貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内にあるかどうかにより行う（消令 6 条 3 項）。

(4) 納税義務者

国内取引における消費税の納税義務者は、資産の譲渡等から後述する非課税取引を除いた「課税資産の譲渡等」および課税仕入れのうち特定仕入れに該当する「特定課税仕入れ」を行った事業者である（消法 5 条 1 項）。事業者とは個人事業者および法人をいうが、国・地方公共団体・公共法人・公益法人・人格のない社団等も含まれ（消法 3 条・60 条）、さらに非居住者や外国法人も、国内において課税の対象となる取引を行う場合には納税義務者となる。

輸入取引については、課税貨物を保税地域から引き取る者が納税義務者となり（消法 5 条 2 項）、国内取引のように事業者に限定されず、消費者や免税事業者も納税義務者となる。

2 非課税取引

(1) 非課税取引の考え方

消費税法上、課税対象となる取引であっても、税の性格から課税対象とすることになじまないものや社会政策的な配慮に基づくものを課税対象から除いている（消法6条1項）。

税の性格から課税対象とすることになじまないものの取引としては土地の譲渡及び貸付け、預貯金の利子および保険料を対価とする役務の提供等がある。土地については生産物ではなく、土地取引で新たな価値が生じているわけではない。消費税が実質的に課税対象としているのは付加価値であるため、土地を課税対象とすると付加価値ではないものに課税することになる。このため、非課税とされている。預貯金の利子を対価とする役務の提供等には、本稿で取り扱う金融機関等における金融サービスがあげられるが、対価がマージンのような形態をとる場合には、付加価値を特定し課税する技術的困難さがあるため非課税とされている。

社会政策的な配慮に基づくものは、主に医療・介護・福祉、教育関連の資産の譲渡等である。家賃についても借主の所得状況を勘案し非課税とされている。表1-1は消法別表第一に掲げられている国内取引における非課税取引についてまとめたものである。

なお、輸入取引については、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げられている①有価証券等 ②郵便切手類 ③印紙 ④証紙 ⑤物品切手等 ⑥身体障害者用物品 ⑦教科用図書 について非課税とされている。

表1-1 消費税における非課税取引

①税の性格から課税対象とすることになじまないもの	②社会政策的配慮に基づくもの
・土地の譲渡及び貸付け ・有価証券、支払手段の譲渡 ・預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等 ・郵便切手類、印紙、証紙の譲渡 ・物品切手等の譲渡 ・国等が行う一定の事務に係る役務の提供 ・外国為替業務に係る役務の提供	・社会保険医療の給付等 ・介護保険サービスの提供等 ・社会福祉事業等によるサービスの提供等 ・助産に係る資産の譲渡等 ・火葬料、埋葬料を対価とする役務の提供 ・一定の身体障害者用物品の譲渡等 ・教育に関する役務の提供 ・教科用図書の譲渡 ・住宅の貸付け

（出所）国税庁HP「非課税となる取引」をもとに筆者作成。

(2) 消費税法別表第一3号について

消費税法における非課税取引のうち金融サービスを非課税と規定している別表第一3号について確認していく。別表第一3号は、①利子を対価とする貸付金その他の政

令で定める資産の貸付け、②信用の保証としての役務の提供、③信託報酬を対価とする役務の提供、④保険料を対価とする役務の提供、⑤その他これらに類するものとして政令で定めるものを非課税としている。⑤のその他これらに類するものとして政令で定めるものを受ける形で、消令 10 条 3 項で「利子を対価とする貸付け」に類似する行為が列挙されている。ここで預貯金の預入れや手形割引の割引料等が掲げられており、利子に類似するものが非課税とされている（表 1-2）。

表 1-2 消費税法別表第一 3 号と消費税法施行令 10 条

①利子を対価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け	
	消費税法施行令 10 条 1 項 利子を対価とする金銭の貸付け（国債等の取得に伴うものを含む）
②信用の保証としての役務の提供	
③信託報酬を対価とするの役務の提供	
④保険料を対価とする役務の提供	
⑤その他これらに類するものとして政令で定めるもの	
	消費税法施行令 10 条 3 項 1) 預貯金の利子、 2) ただし書き信託の収益分配金、 3) 定期積金等の給付補填金、 4) 無人契約の掛金差益、 5) 抵当証券の利息、 6) 国債等の償還差益、 7) 手形の 割引料、 8) 金銭債権の買取による差益、 9) 割賦販売等の手数料、 10) 割賦販売 に準ずる取引の利子・保証料相当額、 11) 有価証券の賃貸料、 12) 物上保証料、 13) 共済掛金その他の保険料に類するもの、 14) 信託終了時に未償却残額で譲渡 する特約付きで動産・不動産の貸付けを行う信託の分配金のうち利子・保険料相 当額、 15) リース料のうち利子・保険料相当額

（出所）篠原（2016）p. 358をもとに筆者作成。

3 輸出取引

(1) 輸出取引の考え方

消費税の課税主体について税制の国際的競争中立性の観点から仕向地主義が採用されており、輸出取引にあたる場合やサービスの提供が国外で行われる場合には消費税は免除される（消法 7 条等）。これは輸出免税と呼ばれる。金子（2021）は、この免税を「物品・サービスを課税の対象から除外する（非課税）のみでなく、その仕入に含まれていた税額を控除・還付して、それに対する税負担をゼロとすることである」¹²としている。非課税取引における税額控除は制限されており、売上が課税の対象から除かれるだけの非課税取引とは異なる概念である。

¹² 金子（2021）p. 822。

(2) 輸出取引等の範囲

輸出免税については、「事業者（免税事業者¹³を除く。）が国内において行う課税資産の譲渡等のうち、輸出取引等に該当するものについては消費税を免除する」（消法 7 条 1 項）と規定され、輸出取引等の範囲については、同条 1 項、消令 17 条で以下のように掲げられている。

- ① 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡、貸付け
- ② 外国貨物の譲渡、貸付け（①を除く）
- ③ 国内及び国内以外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信
- ④ 専ら③に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの
- ⑤ ①～④の資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの
 - イ 外航船舶等の譲渡、貸付け、修理等で船舶運航事業者等に対するもの
 - ロ 外国貨物の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する役務の提供（指定保税地域等における内国貨物に係るものを含み、特例輸出貨物に係るものは、一定のものに限る。）
 - ハ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
 - ニ 無形固定資産の譲渡、貸付けで非居住者に対するもの
 - ホ 非居住者に対する役務の提供で次のもの以外のもの
 - （イ） 国内に所在する資産に係る運送、保管
 - （ロ） 国内における飲食、宿泊
 - （ハ） （イ）、（ロ）に準ずるもので、国内において直接便益を享受するもの

4 課税標準と課税期間、税率

(1) 課税標準

課税標準とは、課税の対象となる取引を金額で表したもので、税額計算の基礎となるものである。消費税法において課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、「課税資産の譲渡等の対価の額（対価として収受し、又は収受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額を含まないものとする）」（消法 28 条 1 項）とされている¹⁴。また、課税標準額とは、「その課税期間中に国内で行った課税資産の譲渡等のうち、免税取引とされるものを除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額」（消法 45 条

¹³ 消法 9 条 1 項にて小規模事業者に係る納税義務を「事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である者については、第 5 条 1 項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。」とし納税義務が免除されている。

¹⁴ 特定課税仕入れに係る課税標準及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準について省略する。

1 項 1 号) である。

ここで対価の額とは、当事者間によって決められた取引の価額を示すが、法人がその役員に対して著しく低い価額で譲渡する場合も想定されることから、法人が資産をその役員に譲渡した場合の対価の額がその資産の譲渡のときの価額に比し著しく低いときは、その価額相当額を対価とみなすこととされている（消法 28 条 1 項ただし書）。なお、「著しく低い」対価とは一般に時価の 2 分の 1 にみたない対価と解されている。また、法人がその役員に資産を贈与した場合には、贈与のときにおけるその資産の価額相当額をもって（消法 4 条 5 項 2 号・28 条 3 項 2 号）、対価の額とみなすことになる。なお、個人事業者が棚卸資産または事業用資産を家事のために消費・使用した場合には、当該消費・使用を事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなし、消費・使用のときにおけるその資産の価額相当額をもって（4 条 5 項 1 号・28 条 3 項 1 号）、対価の額とみなされる。金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益を対価として収受した場合における対価の額は、それらの物・権利または利益のその収受のときにおける価額と解されている¹⁵。

(2) 課税期間

国内取引にかかる消費税は期間税であり、個人事業者の場合には原則として暦年（消法 19 条 1 項 1 号）、法人の場合には原則として法人税法に規定する事業年度（同項 2 号）が課税期間になる。

平成 16 年 4 月日以後に開始する課税期間については、所轄税務署長に届け出のうえ、3 月ごとまたは 1 月ごとの短縮した課税期間を選択することができるようになった（同項 3 号～4 号の 2）。これは輸出業者のように消費税の還付が恒常的に発生する事業者に配慮した特例制度といえる。また、3 月または 1 月の課税期間を選択しない事業者は、直前の課税期間の確定消費税額に応じて、中間申告と中間納付をしなければならない（消法 42 条・48 条）¹⁶。

(3) 税率

平成元年に導入された消費税の税率は、消費に広く薄く負担を求める観点から、低率で単一税率の 3%であった。その後、財政健全化や増大する社会保障費の財源として税率は引き上げられ、平成 9 年 4 月に 5%、平成 26 年 4 月に 8%、令和元年 10 月以降の標準税率は 10%になった。

令和元年 10 月の税率引き上げ時に消費税の逆進性の緩和や低所得者の負担軽減の観

¹⁵ 具体例としては、代物弁済として資産を譲渡した場合の対価の額は、それによって消滅する債務の額に相当する金額であり、負担付贈与として資産を譲渡した場合の対価の額は、負担の価額に相当する額となる。

¹⁶ 直前の課税期間の確定消費税額が 48 万円超 400 万円以下の場合には年 1 回、400 万円超 4,800 万円以下の場合には年 3 回、4,800 万円超の場合には年 11 回の中間申告と中間納付を行う必要がある。

点から飲食料品¹⁷の譲渡¹⁸や一定の新聞¹⁹の定期購読契約に基づく譲渡に対して8%の軽減税率が導入され、わが国でも複数税率が採用されることとなった。しかし、金子（2021）は軽減税率制度導入に対して、①税負担軽減の効果が本来負担を軽減する必要のない高額所得者にまで及ぶこと、②逆進性の緩和を導入根拠にしているものの、給付付き税額控除など逆進性対策として他に望ましい方法があること、③軽減対象品目の客観的選定が困難であること、④軽減対象品目が拡大していくおそれがあること、⑤事業者の事務負担が増大するといった多くの批判があることを挙げている²⁰。

なお、軽減税率（複数税率）の導入に伴い、仕入税額控除について採用されていた「請求等保存方式」から「適格請求書等保存方式」（インボイス方式）へ移行することが予定されている。

5 仕入税額控除の仕組みと課税売上割合

(1) 売上税額の計算

課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額であり、税込経理の場合にはこれに110分の100（軽減税率対象品目の場合には108分の100）を乗じた金額が課税標準額となる。この課税標準額に税率を乗ずることで、その課税期間の売上税額が計算される。

(2) 仕入税額控除とは

仕入税額控除とは、課税標準額に対する消費税額から、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物に係る消費税額を控除する（消法30条1項）ことである²¹。ここで課税仕入れとは「事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること」（消法2条1項12号）をいう。中小事業者の納税事務負担に配慮する観点から設けられたいわゆる「簡易課税制度」²²では、売上げに係る消費税額を基礎として仕入れに係る消費税額を計算する簡易的な方法の選択が認められている（消法37条）が、簡易課税制度

¹⁷ 食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）をいい、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもののうち一定の資産が含まれる。

¹⁸ 飲食店業を営む者が行う飲食設備のある場所において行う飲食料品を飲食させる一定の食事の提供や課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理等の役務を行う一定の飲食料品の提供は含まれない。

¹⁹ 1週に2回以上発行されるものに限られる。

²⁰ 金子（2021）p. 835。

²¹ 本稿では国内において行う課税仕入れに係る消費税額についてのみ述べる。

²² 簡易課税制度とは、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税事業者は、その基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、売上げに係る消費税額に事業の種類の区分（事業区分）に応じて定められたみなし仕入率を乗じて算出した金額を仕入れに係る消費税額として、売上げにかかる消費税額から控除することができる制度である（国税庁HP「簡易課税制度」より）。

が選択されない場合には、仕入税額控除が認められるのは課税仕入れに係る税額（仕入控除税額）のみということになる。

この仕入税額控除は、多段階一般消費税である付加価値税において極めて重要な要素であり、これにより取引の各段階で税負担の累積が防止され、付加価値税としての性質をもちうることになる。なお、消費税においては費用・収益対応のような考え方はなく、ある課税期間に仕入れた物品やサービスは原則としてその課税期間に控除される。

(3) 仕入税額控除の適用要件

① 帳簿及び請求書等の保存

仕入税額控除の適用を受けるためには一定の事項が記載された帳簿および請求書等の保存が要件となっている（消法 30 条 7 項）。表 1-3 は現行の区分記載請求書等保存方式の帳簿および請求書等の記載要件と令和 5 年 10 月から開始される適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）の帳簿および請求書等の記載要件である。適格請求書には、区分記載請求書等に必要とされる記載事項に加えて、「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が必要になる。

また、帳簿及び請求書等の保存期間については、原則として帳簿はその閉鎖日、請求書等はその受領日（電磁的記録はその提供を受けた日）から 2 月を超えた日から 7 年間、納税地又は事務所等の所在地に保存しなければならないとされている（消令 50 条 1 項）。

② インボイス制度²³

前述したように令和元年 10 月より消費税率は 10%に引き上げられ、所得に対する逆進性の緩和や低所得者への負担軽減といった観点から飲食料品の譲渡等に対して軽減税率が導入された。これによりわが国の消費税率は消費税導入以降維持されてきた単一税率から複数税率へ移行することとなった。

複数税率のもとでは、取引当事者間で適用税率や税額を認識することが重要であり、このことがインボイス制度へ移行することとなった大きな理由である。また、これまでの仕入税額控除方式においては免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除が認められていたため、税の転嫁と帰着が不透明であると同時に、制度上益税を許容しているとの指摘もなされていた。

インボイス制度導入によりこれらの問題の多くが解消されることになる。インボイス制度では、原則として適格請求書発行事業者以外からの仕入については仕入税額控除が認められなくなるほか、少額取引でも一部を除きインボイスの保存が求められる。このことは取引当事者間において適用税率及び税額を一致させる意識を高めるこ

²³ 山田（2019）pp. 3-5 の説明を参考にした。

とになり、インボイスのもつ「相互牽制作用」が発揮されることになる。また、制度上、免税事業者はインボイスを発行できないため、インボイス発行のため自ら課税事業者を選択することも予想され、益税の規模縮小につながると考えられる。

インボイス制度導入により免税事業者が経済取引から排除される可能性があることや事務負担の増加を懸念する意見もあるが、複数税率導入にあたってインボイスの導入はやむを得ないものであり、仕入控除税額の計算において簡易課税制度といった事務負担を軽減する法的手当もなされていることを考慮すると、税の転嫁の適正化や、益税問題といった消費税制度への不信感払拭といった社会厚生の方が大きいように考える。

表1-3 仕入税額控除の適用要件

	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月1日から 令和5年9月30日までの間)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月1日～)
帳 簿	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 課税仕入れを行った年月日 ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨) ④ 課税仕入れに係る支払対価の額	同左
請 求 書 等	① 書類の作成者の氏名又は名称 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減税率対象品目である場合には、その品目の内容及びその旨) ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格) ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 適格請求書等発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(軽減税率対象品目である場合には、その品目の内容及びその旨) ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額) ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(出所) 国税庁HP「仕入税額控除のために保存する帳簿及び請求書等の記載事項」をもとに筆者作成。

(4) 仕入控除税額の計算方法

仕入控除税額は課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額であるため、原則的には課税仕入れを課税売上げに対応する部分と非課税売上げに対応する部分とに分け、課税売上げに対応する部分のみが税額控除できることになる。しかし、課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合(後述)が95%以上(い

いわゆる「95%ルール」) の場合には、事務処理負担を考慮し非課税売上に対応する部分も含め全額の控除が認められている(消法 30 条 1 項)。

課税売上高が 5 億円超又は課税売上割合が 95%未満の場合には、課税仕入れ等に係る税額を課税売上げに対応する部分と非課税売上に対応する部分に按分する。この按分する方式として「個別対応方式」(消法 30 条 2 項 1 号) 又は「一括比例配分方式」(同項 2 号) が認められており、いずれかの方式によって計算された仕入控除税額を選択可能となっている。

「個別対応方式」は課税仕入れ等に係る消費税額を①課税売上げにのみ要するもの、②非課税売上げにのみ要するもの、③課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに区分し、①に係る税額全額と③に課税売上割合を乗じた額の税額控除が認められる。

「一括比例配分方式」は課税仕入れ等に係る消費税額が「個別対応方式」のように区分されていないか、又は区分されていても有利であれば選択できる方式である。「個別対応方式」ではすべての課税仕入れ等を区分する必要がある相応の事務負担が生じるが、「一括比例配分方式」では課税仕入れ等に係る消費税額に課税売上割合を乗じて控除税額を計算するため、より簡易的な計算方法といえる。なお、一括比例配分方式を適用した場合には、課税期間の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する各課税期間において、その方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、個別対応方式により計算することはできなくなる(消法 30 条 5 項)。

図 1-2 は課税期間中の課税仕入れ等の税額のうち個別対応方式と一括比例配分方式のそれぞれ控除できる消費税額の考え方を示したものである。

図 1-2 個別対応方式と一括比例配分方式の控除税額の考え方

①個別対応方式

課 税 期 間 中 の 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額			
課税売上げにのみ要するもの	課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの (課税売上割合で按分)		非課税売上げにのみ要するもの
控除できる消費税額		控除できない消費税額	

②一括比例配分方式

課 税 期 間 中 の 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額	
(課税売上割合で按分)	
控除できる消費税額	控除できない消費税額

(出所) 財務省HP「消費税に関する基本的な資料 消費税の仕入税額控除の計算方法」をもとに筆者作成。

(5) 課税売上割合

課税売上割合とは、課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち、課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合（消法 30 条 6 項、消令 48 条）であり、以下の式により計算される。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高（税抜き）} + \text{免税売上高}}{\text{課税売上高（税抜き）} + \text{免税売上高} + \text{非課税売上高}}$$

課税売上割合は、仕入税額控除の仕組みの中で、まず「95%ルール」の適用判定において用いられる。中小事業者の事務負担を考慮し、課税売上割合 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下であれば非課税売上高 5%部分に係る課税仕入れについても税額控除が可能となる。次に、「個別対応方式」ないし「一括比例配分方式」における計算過程において、課税仕入れを按分するための基準として用いられる。「個別対応方式」においては課税売上げと非課税売上げに共通して要するものに課税売上割合を乗じた額、「一括比例配分方式」においては課税仕入れ等に係る消費税額に課税売上割合を乗じた額の税額控除が認められる。西山（2014）は、消費税法においては非課税取引に係る仕入税額控除を認めないという直截的な記載はないものの、上記のような仕入控除税額の算定を行うという規定（消法 30 条 2 項）から非課税取引に対応した仕入税額控除の遮断が導かれるとしている²⁴。

(6) 課税売上割合に準ずる割合

「個別対応方式」及び「一括比例配分方式」による計算の際に用いられる課税売上割合が事業の実態を反映していない場合もあるため、より合理的に計算が可能な場合には、課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって仕入控除税額を計算することもできる（消法 30 条 3 項）。具体的には、使用人の数又は従事日数の割合、消費又は使用する資産の価額、使用数量、使用面積の割合などがあげられ、課税売上げと非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等の性質に応じた合理的なものである必要がある。

第 3 節 課税の対象に係る判例と消費税法の構成

第 2 節でわが国の消費税法を概観したが、法が課税対象の要件としている「資産の譲渡」や「事業」について、定義規定が設けられていないこともあり、課税対象となるかどうか争われる場合がある。本節ではいくつかの事例を紹介したうえで、判例においても消費に広く薄く負担する消費税法の導入趣旨をふまえ、法令の根拠なく課税対象を限定する必要性及び合理性を否定する立場をとっていることを示し、課税対象となる取引

²⁴ 西山（2014）pp. 300-301。

を広く捕捉しようとしていることを確認する。

1 消費税法における「資産の譲渡」について争った事案

消費税法において「資産」や「資産の譲渡」などの重要な用語についても定義規定がないこともあり、その範囲や解釈について争われることがある。「資産の譲渡」に該当するかどうか争われた事案として福岡高裁平成 24 年 3 月 22 日判決²⁵がある。内航海運業者の組合における船舶建造の調整事業の解消に伴う暫定措置事業に関し、内航海運業者間で行われた「留保対象トン数使用承諾書」の取引が、消費税法上の課税資産の譲渡等に当たるとされた事例である。判決では、消費税の導入趣旨に鑑み、課税対象となる「権利」について、法令の根拠なくその範囲を限定することを否定し、広く資産を捉える判断をしている。

(1) 事案の概要

内航海運業界では、船腹過剰状態を解消するため、A 連合のもと船舶調整事業が行われてきた。これは、内航海運事業者が船舶を建造するにあたって、既存船の解撤等が必要になるもので、船腹調整事業実施下において既存船を解撤し、新船を建造できる資格が「引当資格」として価値をもつようになった。この引当資格は事業者間で取引の対象になるほか、会計上も資産として評価された。しかしながら、船腹調整事業については事業規模の拡大や新規参入が制限されるなどの弊害が生じるといった批判があり、規制緩和の流れの中、平成 10 年に船腹調整事業は解消されることになった。船腹調整事業の解消により、船舶の建造の際に既存船の解撤等が不要になり「引当資格」の価値が消滅することになったが、「引当資格」が無価値化することによる経済的影響を考慮し暫定措置（内航海運暫定措置事業）が採られることになった。

この内航海運暫定措置事業は、組合員が船舶を建造する際に対象トン数に応じて A 連合会に納付金を支払う一方で、A 連合会は船舶を解撤等する際に交付金を支払うものであった。平成 16 年には追加措置が講じられ、交付金の支給のほかに、承諾書を発行して、船舶建造の際の留保トン数を他の組合員に使用させることも可能になった。さらに解撤により受け取る交付金の 20%は A 連合会に預託することになり、この預託金証書を他の組合員に譲渡することができるようになった。

このような制度のもとで、A 連合会の組合員である X 社（原告・被控訴人）は、船舶建造の際に承諾書取引を B 社及び C 社と行い、課税仕入れを前提に B 社に税込約 7075 万、C 社に 9922 万の支払いを行った。さらに預託金証書取引を行い、D 社及び E 社に 1300 万円、E 社に 930 万円の支払いを行った（預託金証書取引に係る消費税の記載なし）。

X 社は、承諾書取引及び預託金証書取引について、ともに課税仕入れとして消費

²⁵ 平成 24 年（行コ）第 34 号：消費税更生処分等取消請求事件（判例集未登載）。

税の申告をしたところ、所轄税務署長はいずれも課税取引に該当せず仕入税額控除は認められないとして更正処分及び加算税賦課決定処分を行った。X社は、これら処分の取消しを求めて提訴した。

(2) 争点

本件の争点は、承諾書取引が課税対象となる「資産の譲渡等」の「資産の譲渡」に該当するかどうかである。なお預託金証書取引については原審で金銭債権の譲渡（非課税）に該当するとされ、これについて控訴審で争われなかったため承諾書取引のみ取り上げる。

(3) 判決の要旨

① 本件承諾書取引が「資産（権利）」に該当するかどうかについて、「留保者は、A連合会から直接解撤等の交付金の交付を受けるか、又は、これに代えて、新造船舶を建造するに当たって、免除船舶の引当資格に係る解撤等交付金相当額につき、建造等納付金の免除を受けることができるほか、他の本件組合員が新造船舶を建造するに当たって、使用を承諾した留保対象トン数の限度で建造等納付金の免除を受けることができるよう、使用承諾書を発行する手続などを行い（留保対象トン数の第三者使用）、これに対して対価を得ることができるところ、建造等納付金の免除を受けるためにはA連合会に対する申請及び認定の手続を要するものではあるが、本件要領等の趣旨からすれば、A連合会は恣意的に認定の可否を決することは許されず、要件を満たす申請があった場合にはこれを認定する義務を負うものと解されるから、留保者の有する上記のような機能は、A連合会に対する債権ないし債権類似の権利であると解される（以下「本件権利」という。）。

そうすると、X社は、本件承諾書取引により、本件権利を取得し、これをA連合会に対し行使したものにほかならず、同取引の対象は、本件権利であるというべきである。」とし、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」における「資産」に該当すると判断している。

② 本件承諾書取引が資産の「譲渡」に該当するかどうかについて、「本件承諾書取引については、契約書上、目的物として種々の記載がされているが、これは、本件要領の趣旨に照らすと、留保者である売主（BないしD）がその保有する留保対象トン数を、新船舶建造を計画していた買主（被控訴人）に使用できるようにAとの関係で手続を行い、買主がこれに対価を支払う一方、売主がその譲渡代金により解撤等交付金の回収を図り、買主は留保対象トン数による建造等納付金納付義務の免除によりその負担を軽減しようとの目的の下に行われたことが明らかであるから、本件承諾書取引は、買主である被控訴人が新造船舶を建造するに当

たって、留保者である売主が、被控訴人の新造船建造認定手続において建造等交付金の免除を受けるべく、Aの手続に協力するという内容であり、これにより、Aが要件を満たした申請についてはこれを認定するものと解されるから、留保者が行使する場合と同様、取得者もAに対し、本件権利を行使しうるものというべきである。」とし、「資産の譲渡」に該当すると判断している。

(4) 本判決について

本判決は、消費税の導入趣旨を鑑みると極めて妥当な判断であるといえる。資産について定義規定はないものの、本判決では消基通 5-1-3 で示された資産概念が明確に支持された。承諾書は、特許権や商標権のような広く一般に認知された権利ではなく、造船業界特有の限定的かつ時限的な権利といえるものであるが、裁判所はこれを理由に資産の範囲を限定する法的根拠はないことを示した。

また、資産の「譲渡」の該当性について、留保者から取得者への権利の移転にふれ、取得者も留保者と同様に権利を行使できることから資産の同一性を保持しているとし『『資産の譲渡』とは、資産につきその同一性を保持しつつ、他人に移転させること』とする消基通 5-2-1 を支持している。

この「資産の譲渡」の概念について、西山（2016）は「現行消費税法が、『消費に広く薄く負担を求める』（税制改革法 4 条 1 項・10 条 1 項）という制度趣旨を踏まえ、国内取引については事業者が行う「資産の譲渡等」を課税対象としたうえで（消法 4 条 1 項）、消費課税になじまないものおよび政策的配慮が必要なものについては非課税とする（消法 6 条 1 項・別表第一）構造をとる限りにおいて、『資産の譲渡』を法令の根拠なく限定する必要性および合理性はない」としたうえで、さらに「権利だけに限らず、有形資産にも妥当するであろう。」²⁶とし資産の概念を広く捉えている。

2 消費税法における「事業」について争った事案

(1) 消費税法における事業と所得税法における事業

「資産の譲渡等」には事業として行われるものという要件が含まれるが、消費税法において「事業」についての定義規定はない。消基通 5-1-1 にて『『事業として』とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われること』とされている。この点、所得税法における事業所得ないし事業の定義を参考にすると、弁護士報酬の所得分類を争った最判昭和 56 年 4 月 24 日（民集 35 卷 3 号 672 頁）にて「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」と定義している。伊川（2015）は、「この解釈により事

²⁶ 西山（2016） pp. 171-172。

業所得の要件は、独立性、営利性、有償性、反復継続性、事業としての社会的客観性を挙げることができる。このうち、『事業としての社会的客観性』とは、事業の規模や頻度といった取引の実態に即して事業活動と呼べる程度のものであることをいうものと解されている。²⁷と述べている。消費税法における事業概念には、事業としての社会的客観性は要求されていないため、所得税法の実業概念よりも消費税法の実業概念の方が広いといえる。

(2) 消費税法の「事業」の意義に係る判例

消費税法にいう「事業」の意義が争われた事案として、平成 15 年 11 月 26 日名古屋高裁金沢支部判決²⁸がある。裁判所は消費税法における事業と所得税法の実業は、それぞれの法律の制定趣旨及び目的等に照らして解釈すべきものであり、両法の規定中に同一の文言があるからといって、直ちにそれを同一に解釈すべきことにはならないとした。また、消費税法の実業の意義は、その規模は問わず、反復・継続・独立して行われるものであるとしている。

① 事案の概要

X（原告）は自ら代表を務める A 社を設立後、A 社に対して X 所有の工場、倉庫及び事務所の合計 3 棟を月額 15 万円で賃貸した。X は平成 10 年 1 月 1 日から平成 10 年 12 月 31 までの課税期間の消費税等に関して、課税標準額を約 171 万円とする申告を行ったが、小規模を理由に建物の賃貸が消費税法上の事業に該当しないとして、消費税の課税標準額を 0 円とする更正の請求を行った。所轄税務署長は更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたが、その取消しを求めた事案である。

② 争点

本件の争点は、建物 3 棟の賃貸が消費税法上の事業に当たるか否かである。

③ 判決の要旨

(A) 消費税法は、『資産の譲渡等』について、『事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（中略）をいう。』と定義しているが、『事業』自体の一般的な定義規定を置いていない。そこで、『事業』の意義については、消費税法の制定趣旨及び目的等に照らして解釈すべきものである。」としている。

(B) また、消費税法の制定趣旨及び目的等について「消費税法とは、一般的に、物品やサービスの消費支出に担税力を認めて課される租税をいうものであって、国

²⁷ 伊川（2015）p. 21。

²⁸ 名古屋高平平成 15 年 11 月 26 日税資 253 号順号 9473。

民に対し、消費支出に現れる経済的な負担能力に応じた負担を求めるものである。そして、我が国の消費税法は、消費に広く薄く負担を求める（税制改革法 10 条 1 項）という観点から、消費一般につき、価格を通して最終的に消費者に転嫁されることを予定し、消費に至るまでの各段階に課税するものとして創設された（税制改革法 10 条 1 項、2 項）。具体的には、課税の対象を、国内で事業者が対価を得て行った資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（消費税法 4 条）としてその範囲を広く定め、課税の対象から除外される物品や役務等について、限定的に列挙している（消費税法 6 条）。このように消費税法は、徴税技術上、納税義務者を物品の製造者や販売者、役務の提供者等としているものの、その性質は、その相手方である消費者の消費支出に着目したもので、これを提供する事業者の規模そのものは、消費税法が、課税を意図する担税力と直ちに結びつくということとはできない。」と判示した。

(C) さらに、所得税法における「事業」との比較について「所得税とは、一般的に、担税力の現れとして、人が収入を得ていることに着目し、収入等の方で新たに取得する経済的利得即ち所得を、直接対象として課されるものである。そして、所得税法は、利得をすべて課税対象たる所得とすることを前提に、その性質や発生の態様によってそれぞれの担税力の相違を加味する趣旨で、その源泉ないし性質に応じて、所得を 10 種類に分類した（「所得税法 23 条ないし 35 条」。そこで、所得税法上の『事業』については、当該所得が事業所得に当たるか他の所得区分に当たるかを判断するにあたって、各所得区分間の担税力の相違を加味するとの上記所得税法の趣旨に照らし、解釈することになる。そうすると、消費税法と所得税法とは、着目する担税力や課税対象を異にするものであるから、このような性質の異なる両法の規定中に同一文言があるからといって、直ちに、それを同一に解釈すべきであるということにはならない。また、前記のとおり、消費税法が、消費に広く負担を求めるという観点から制定されたこと（税制改革法 10 条 1 項）に照らすと、その課税対象を、所得税法上の 1 課税区分を生じさせるに過ぎない『事業』と同一の範囲における資産の譲渡等に限定しているものと解することはできない。」と説示した。

(D) したがって、「消費税法の趣旨・目的に照らすと、消費税法の『事業』の意義内容は、所得税法上の『事業』概念と異なり、その規模を問わず、『反復・継続・独立して行われる』ものであるというべきである。」として X の主張を退けた。

④ 本判決について

消費税は消費者の担税力に着目した租税であり、事業者の規模の大小といった

属性を問う必要はない。また、その導入趣旨や目的を考慮すると、「事業」という同一の用語を使用しているからといって、所得税法と同一の概念である必要はなく、より広い範囲を想定することに違和感はない。消費税法における「事業」の意義内容を示した本判決について、佐藤（2009）は、「消費支出に対する公平な課税の実現のためには、執行可能な範囲でできるだけ『事業の意義』を広く解し、課税の対象となる消費支出を広くとらえるべきだ」という判断が導かれることになる。」²⁹と述べており、山田（2020）は、「消費税法及び所得税法における『事業』の解釈は、それぞれの法律の趣旨及び目的等に照らして解釈すべきものとされているところであり、他の税法にかかわらず消費税法における事業の意義内容は、その規模を問わず、『反復・継続・独立して行われる』ものであるということに妥当性がある。」³⁰としている。

3 消費税法における「対価」について争った事案

(1) 消費税法における「対価」の意義

「資産の譲渡等」には対価を得て行われるものという要件が含まれるが、消費税法において「対価」についての定義規定はない。消基通 5-1-2 にて「資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に対して反対給付を受けることをいう」とし、「無償による資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供は、資産の譲渡等に該当しない」としている。武田（1989）は『「対価」とは、個々の契約による財産の移転またはサービスの提供に対する反対給付の額を意味し、売買、製造、加工等に対する金銭による反対給付を指す代金よりも広い概念である』³¹と解しており、こういった解釈を前提に資産の譲渡に類する行為である代物弁済や負担付贈与による資産の譲渡、金銭以外の資産の出資も資産の譲渡等に含められている。また、対価のない取引でも「個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合」（消法 4 条 5 項 1 号）、「法人が資産をその役員（法人税法 2 条 15 号に規定する役員をいう）に贈与した場合」（消法 4 条 5 項 2 号）は「みなし譲渡」として対価を得て資産の譲渡が行われたものとみなされる。

(2) 消費税法における「対価」に係る判例

消費税法の「対価」が争われた事案として、平成 24 年 3 月 16 日大阪高裁判決³²がある。裁判所は資産の譲渡等の要件である「対価」の要件について、役務の提供との間に「個別具体的」で「明白な対価関係」を必要とするとの判断を示している。

²⁹ 佐藤（2009）p. 171。

³⁰ 山田（2020）p. 315。

³¹ 武田（1989）p. 1101。

³² 大阪高判平成 24 年 3 月 16 日訴月 58 卷 12 号 p. 4163。

① 事案の概要

この事案は、「弁護士会である原告が、i 原告の設置する法律相談センター等において紹介等をされた弁護士が申込者から事件を受任するなどした場合等に支払うこととされている受任事件負担金、ii 弁護士法 23 条の 2 に基づく照会手数料、iii 弁護士協同組合や法律扶助協会への事務委託金、iv 司法修習生研修委託費につき、いずれも課税の対象である役務の提供の対価であると判断した国の消費税及び地方消費税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分について、その取消しを求めたところ、上記 i ないし iv はいずれも役務の提供の対価であり、課税標準となるから、上記各処分に違法はないとして、原告の請求を棄却した事例³³」である。

② 争点

本件の争点は、弁護士から、会則で定め支払いを受けていた一定の負担金等について、資産の譲渡等の要件である対価に該当するかどうかである。

③ 判決の要旨

(A) 原告は、対価性の有無の判断について「個別具体的な対価性の判断の際に決定的に重要なのは、役務提供と対価支払との間に、個別的、具体的関連性があるかどうかである。すなわち、一定の収入が、役務提供者からみて、当該提供した役務に対する直接的な反対給付といい得るかどうかである。」とし、「弁護士会においては、弁護士会自体が、その固有の利潤獲得手段として、会員弁護士に対し、何らかの役務提供をすることなどは、およそあり得ず、弁護士会が会員に提供する役務は、基本的には、個々の弁護士に対するサポートの手段であり、弁護士会による当該役務の提供を支えるのが、会員の拠出する会費である。このように、弁護士会の内部で個々の弁護士に提供される役務は、一般に、具体的な反対給付性をもたないということになり、弁護士会が受領した会費は対価性がなく、消費税の課税対象とはならない。」と役務と対価である会費の関係は全体的・抽象的な対応関係であるとの主張をした。

(B) これに対し、大阪高裁は、「本来、消費税は広く薄く課税対象を設定し、最終的に消費者への転化が予定されている税であるから、事業者が収受する経済的利益が、消費税の課税要件としての『資産等の譲渡（本件においては役務の提供）』における対価に該当するためには、事業者が行った当該個別具体的な役務提供との間に、少なくとも対応関係がある、すなわち、当該具体的な役務提供があることを条件として、当該経済的利益が収受されると言うことを必要とするものの、それ以上の要件は法には要求されていないと考えられる」とし、消費税法における「対価」の意義の解釈を示した。

³³ 裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=81435)

(C) そして、弁護士から受けた各負担金等を個別具体的に検討したうえで、「対価」に当たると判断し、原告の訴えを退けた。

④ 本判決について

消費税法における「対価」の解釈を示した本判決について、多くの検討が行われている。筆者としては、消費税の導入趣旨に合致するように、厳格に個別具体的な対応関係を求めるよりも一般的・抽象的な関係を要件とすることが妥当と考える。

役務の提供と対価・反対給付との間との関係性において、奥谷（2013）は、「消費税における対価性のとらえ方は、給付と反対給付の関連を給付者と受領者の両側面から、法律関係において個別・具体的に、直接的な関連があるかを判断すべきなのである。」³⁴としており、一方、吉村（2010）は、一般的・抽象的な関係を「対価」の要件でよいと考え、『消費に広く薄く負担を求めるという性質を有する』消費税の趣旨にも合致している³⁵と述べており、役務の提供と対価・反対給付の関係については議論となっている。

4 消費税法の構成

消費税の課税対象となるには①国内取引②事業者が事業として行う取引 ③対価を得て行う取引 ④資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に該当する取引の4要件全てを充足する必要がある。この要件のうち一つでもあてはまらない取引は、一般に「不課税取引」と呼ばれ消費税法上の計算の対象にはならない。また資産の譲渡等から非課税取引を除いたものは「課税資産の譲渡等」（消法2条1項9号）と定義される。

これまで消費税法における定義や判例で示されている解釈を中心に課税の要件を確認してきたが、定義や解釈の根底には「消費に広く負担を求める」消費税法の制定趣旨や目的があると考えられる。そのため、「資産」は有形資産から無形資産まで取引の対象となるもの全てが含まれ、対価を得て行われる役務・サービスの多くが「役務の提供」に該当する。消費税法における「事業」の解釈も所得税法における「事業」の解釈よりも広く、事業の規模を理由に課税対象から除かれることもない。「対価性」について、判例では、役務の提供と対価・反対給付の間に個別・具体的な関係を必要としているものの、それ以上の要件は要求しておらず、消費税法の導入趣旨が配慮されている。以上のことから、消費税法の構成として、広く課税対象を捕捉しようとしているものと考えられる。

³⁴ 奥谷（2013）p. 63。

³⁵ 吉村（2010）p. 402。

第2章 金融サービスの付加価値と非課税措置による弊害

第1節 金融サービスの付加価値

銀行の基幹業務といえる金融サービスは多くの資本・労働が投入されることにより行われ、銀行はその預貸スプレッドから人件費や利潤を得ている。このことから銀行が提供する金融サービスが付加価値を生産しているのは明らかであるが、消費税法別表第一第3号により非課税とされている。本節では消費税における付加価値と課税ベースについて整理したのちに、金融機関が預金者に支払い借主から受け取る利子の構成要素を捉えることで、本来課税ベースに取り込むべき金融サービスにおける付加価値の所在を明らかにする。さらに国民経済全体でどの程度の付加価値が金融サービスにより生産されているかを把握する。

1 付加価値と課税ベース

第1章においても既に述べたが、改めて付加価値について確認すると、付加価値とは、「原材料の製造から製品の小売までの各段階において事業が国民経済に新たに付加した価値のこと」である。分配国民所得の観点からみると、付加価値は「賃金・地代・利子および企業利潤を合計した金額である（加算法）」とされることから、各企業における賃金等要素所得の支払い額を積み上げていき、その合計額を付加価値とすることができる。この方法は一般に加算法（加法方式）と呼ばれている。

このことを単純化したマクロ経済（閉鎖経済）のもとで示すと課税ベースは次のようになる³⁶。まず、 C は消費、 W は賃金（労働所得）、 R は資本所得（企業の粗利潤）、 S は貯蓄、 I は投資を表すものとする。家計は賃金と資本所得を得て、消費と貯蓄に回すため、家計の消費は賃金と資本所得から貯蓄を引いたものとして、以下の式が成り立つ。

$$C = W + R - S$$

閉鎖経済の仮定では $S = I$ が成り立つから以下のようなようになる。

$$C = W + R - I \cdots \textcircled{1}$$

①式の右辺は賃金 W と企業の粗利潤から投資（資本財購入）を除いた $(R - I)$ の合計であり消費課税ベースの付加価値となる。この賃金と資本財購入を除いた粗利潤が各経済段階で課税され、順次製品価格に転嫁される。

³⁶ 以下の説明は、鈴木（2014）p. 2を参考にした。

次に、生産国民所得の観点から付加価値をみると、付加価値は、「事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地・建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出を控除した金額（控除法）」とされることから、売上から資本財購入を含む仕入を除き付加価値を算定することができる。この方法は、一般に控除法と呼ばれている。この方法でのマクロの付加価値を示すと次のようになる（ S' は売上、 M は資本財を除く仕入とする）。

$$C = S' - (M + I) \cdots \textcircled{2}$$

日本の消費税では付加価値は②式の右辺のように定義され、売上に係る消費税額から資本財を含む仕入れに係る消費税額を控除し、税額が計算される。

②式を金融サービスにあてはめて考えると、預貸スプレッドが②式を表すようにも思えるが、このマージンには付加価値以外の要素も含まれており、②式で課税すると過大課税になってしまう。この点が、金融サービスが課税になじまないといわれる理由であるが詳細は次項で述べる。

2 利子の構成要素と付加価値税の対象

現在では銀行の提供するサービスは多岐にわたるが、今なお銀行の基幹業務といえは預金・貸付といった金融サービスである。家計より預金を受入れ利子を付すことと同時に企業に貸付けを行い利子を徴収する、これが銀行固有の業務である。それではなぜ利子が非課税とされているのか、この点を理解するためには利子の構成要素を捉える必要がある。銀行が家計より預金金利1%で資金を受入れ、企業に貸出金利6%で融資を行った例を参考にしながら利子の構成要素を整理していく³⁷。なお純粋利子を2%、企業のリスクプレミアムを1%、消費税率を10%と仮定する。

利子の構成要素として、第一に貨幣の時間的価値がある。これは現在と将来とでは貨幣の価値は異なるため、異なる時点間の価値を一定時点における現在価値で比較するための修正項目と考えられる。言い換えるならば家計が消費を将来に延期することへの対価である。本稿では貨幣の時間的価値を純粋利子と表現する。

第二の要素としてリスクプレミアムがあり、これはデフォルト率の期待値に等しいものである。金融サービスへの対価ではなく、確率によって計算されたものであり、実際にデフォルトが起こった際の移転的な支出といえる。預金金利では金融機関の信用リスク、貸出金利では貸出先の信用リスクがリスクプレミアムとして金利に反映される。

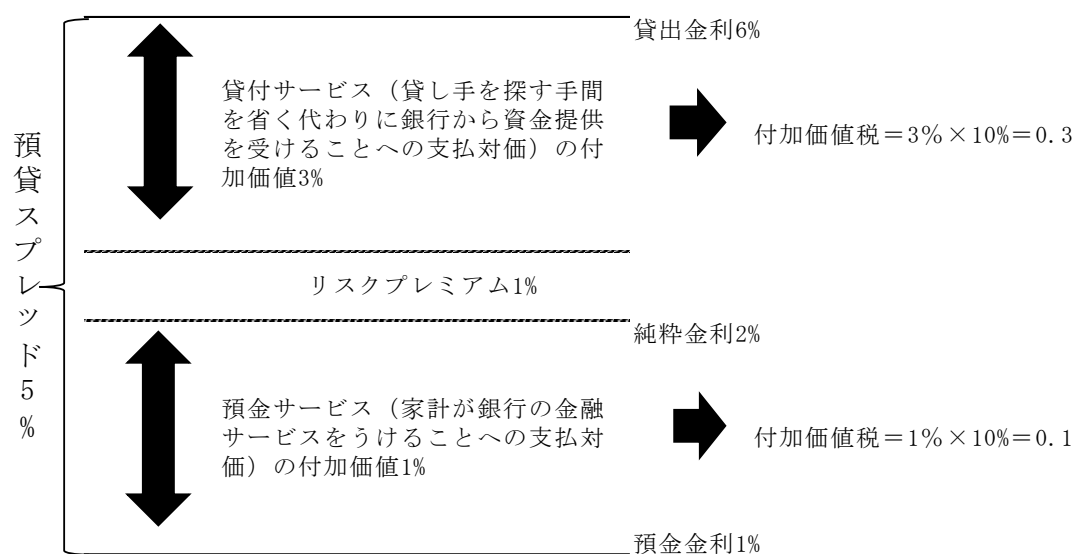
第三の要素として金融機関の提供する金融サービスがあり、この部分が付加価値に該当する。例で説明すると、貸出金利6%から純粋利子2%、リスクプレミアム1%を

³⁷ 以下の説明は中里（1998）p. 23 を参考にした。

控除した 3%が企業への金融サービスに対する付加価値であり、純粋利子 2%から預金金利 1%を控除した 1%が家計への金融サービスに対する付加価値である。

上述の内容を示したものが図 2-1 である。以上のことから消費税の課税対象になるものは第三の要素として説明した金融サービスに伴う付加価値の部分のみであることがわかる。

図2-1 金融サービスの付加価値の所在



(出所) 筆者作成。

このように、利子に課税対象となるべき付加価値が存在していることは明らかではあるが、付加価値であり課税されるべきものと付加価値でないものが混在しており、付加価値のみを抽出することの困難さから付加価値税において利子は非課税とされてきた。より具体的には、まずリスクプレミアムの開示がある。貸出先への付加価値を特定するためには貸出金利に内包される純粋利子とリスクプレミアムを明らかにする必要があるが、企業により異なるリスクプレミアムを明らかにすることは銀行の経営上の問題も大きく困難である。

また、付加価値税において前段階税額控除法が採用されているところ、企業が税額控除を行うためには、金融サービスを家計と企業へのサービスに分ける必要があるが、そのための純粋利子率をどのように設定するかという問題もある。金融機関の生産する付加価値を GDP に反映させるべく、GDP 統計においては「参照利子率」という概念を用い、預金取扱機関同士の預金・貸出平均利回りをを用いて家計と貸出先へのサ

ービスを区分している³⁸が、事後的な平均利回りを用いて便宜的に区分したものと考えられる。また、現在のゼロ金利下においては、預金金利から付加価値税額を控除しきれず、別途預金者から徴収する事態も想定されるが、仮に参照利子率を定められたとしても執行には非常に強い抵抗が予想される。以上のような理由から、金融サービスについては付加価値の存在を認識しているものの、技術的に課税ベースに取り込むことが困難であるため、消費税導入時より非課税とされている。

3 金融サービスにより生産される付加価値の規模

金融サービスには付加価値が含まれていることが明らかになったが、それではいったいどの程度の付加価値を生産しているのだろうか。この点について、手数料等のサービスに対する対価が明示されるものとは異なり、預貸スプレッドのようなマージンの形態をとる金融サービスは、国民経済計算において通常の計算での計測が困難であったため、比較的最近に至るまで全額中間消費とみなされ、GDPの統計にその生産する付加価値が反映されていなかった。しかし、金融が重要な産業である国にとっては、金融サービスを全額中間消費とすることはGDP規模が実態より低く評価されるとの指摘があり、93SNA (System of National Account)³⁹よりFISIM (Financial Intermediation Services Indirectly Measured, 間接的に測定される金融仲介サービス) という概念が導入された。わが国のGDPにおいても平成23年(平成17年基準改定)の改定から金融サービスにおける付加価値が反映されるようになった。

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課(2011)において、FISIMの考え方は以下のように整理されている⁴⁰。家計が資金を運用しようとしたときに、余裕資金をインター・バンク市場などにより、直接資金を必要とする者に貸し付けることができれば、銀行預金に付される金利よりも高い金利で運用することができる。また、資金を調達しようとする場合、インター・バンク市場などから直接資金調達できれば、金融機関で調達する場合より低い金利の支払いですむ。しかし実際には手間やコスト、リスク、インター・バンク市場へのアクセスなどの問題がある。そのため通常は金融機関に預金することになり、あるいは金融機関から資金調達をすることになる。

ここで、資金調達をした場合にインター・バンク市場などで資金調達をするリスクフリーの利率、つまりリスクプレミアムを最大限取り除いた「参照利子率」と金融機関からの借入利率に差が生じるが、この差を金融仲介サービスを利用したことに対する対価

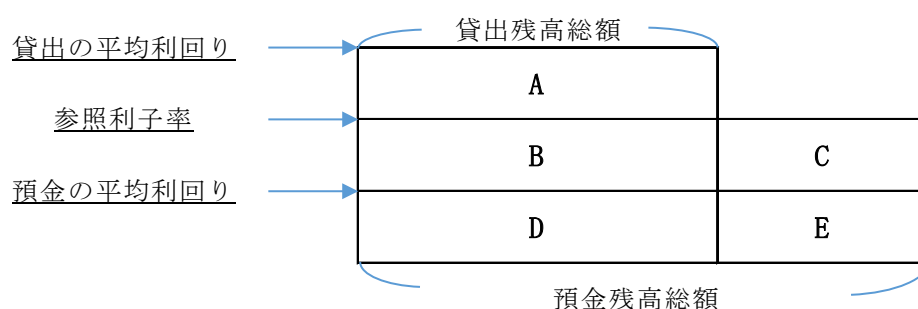
³⁸ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課(2011)p. 1にて「参照利子率」はリスクプレミアムを最大限取り除き、いかなる仲介サービスを含まない率として定義される。預金金利と参照利子率の差を家計への金融サービス、貸出金利と参照利子率の差を貸出先への金融サービスとみなし、家計と企業へのサービスを分けている。FISIMに関して詳細は後述する。

³⁹ SNAとは国民経済計算のガイドラインの総称であり、国際連合がその作成の中心を担っている。成立時期によりバージョンがいくつかあり、53SNA、68SNA、93SNA、2008SNAがある。

⁴⁰ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課(2011)p. 1を参考にした。

として、(金融機関からみて) 貸出サービスに対する FISIM (借り手側 FISIM) と評価する。同様に預金をする場合にも、インター・バンク市場などの利率と、銀行などの預金利率に差が生じ、この差を金融仲介サービスを利用したことに対する対価として、預金サービスに対する FISIM (貸し手側 FISIM) として評価する。図 2-2 は FISIM の概要を示したものである。

図2-2 FISIMの概要



$A+B+C$: FISIMの総額 = 借り手側FISIM + 貸し手側FISIM

A : 借り手側FISIM = (貸出の平均利回り - 参照利子率) × 貸出残高総額

$B+C$: 貸し手側FISIM = (参照利子率 - 預金の平均利回り) × 預金残高総額

$A+B+D$: 貸出利子総額に相当

$D+E$: 預金利子総額に相当

(出所) 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課 (2011) p. 2をもとに筆者作成。

次に、このような形で測定される FISIM がどのように配分されるかを令和 2 年度の数値を例にみていく (表 2-1)⁴¹。FISIM は「FISIM = FISIM (貸出サービス) + FISIM (預金サービス)」で表され、その産出機関である金融機関によって提供されるが、令和 2 年度には産出された 11 兆 5,736 億円の FISIM が国内の各部門 (①非金融法人企業 ②金融機関 (自部門消費) ③家計 (個人企業) ④家計 (消費者家計) ⑤一般政府 ⑥対家計民間非営利団体) に配分・消費されるか輸出された⁴²。このうち①～③の非金融法

⁴¹ 内閣府「2020 年度国民経済計算 (2015 年基準・2008SNA) フロー編 II. 制度部門別所得支出勘定」より、各部門における支払利子及び受取利子の調整前 FISIM と調整後 FISIM の差額を集計した。

⁴² FISIM の配分にあたっては以下のような関係が成り立つ。
 $\text{FISIM 中間消費} = \text{FISIM 消費 (非金融法人企業)} + \text{FISIM 消費 (金融機関)} + \text{FISIM 消費 (個人企業)} + \text{FISIM 消費 (一般政府)} + \text{FISIM 消費 (対家計民間非営利団体)}$
 $\text{FISIM 最終消費支出} = \text{FISIM 消費 (消費者家計)} + \text{FISIM 消費 (一般政府)} + \text{FISIM 消費 (対家計民間非営利団体)}$
 $\text{FISIM 国内消費} = \text{FISIM 産出} - \text{FISIM 純輸出}$
 $= \text{FISIM 消費 (非金融法人企業)} + \text{FISIM 消費 (金融機関)} + \text{FISIM 消費 (個人企業)} + \text{FISIM 消費 (消費者家計)} + \text{FISIM 消費 (一般政府)} + \text{FISIM 消費 (対家計民間非営利団体)}$

人企業等の享受する FISIM については中間消費の位置付けであり、GDP 算定の過程で相殺される。④家計（消費者家計）の享受する FISIM は最終消費支出と位置付けられ、⑤、⑥の一般政府等については非市場生産者であるため、付加価値は発生せず、またその産出はコストにより評価されるため、中間消費と同額だけ産出額が増加し最終消費支出となる。以上より最終消費支出は④+⑤+⑥となり令和 2 年度の合計は 5 兆 2,319 億円となる。この数値に輸出を加え輸入を控除したものが付加価値となるが、これらの数値が公表されていないため正確な付加価値額は不明である。しかしながら、FISIM における輸出・輸入の規模を考えると、付加価値額は概ね最終消費支出に近い数値になると思われる。

税収に目を向けると、令和 2 年度の FISIM の最終消費支出は概ね 5 兆 2,319 億円程度になることから税率 10%で計算すると約 5,232 億円の税収が期待できる。しかし、金融サービスに対する消費課税がなされるようになれば、非課税売上に対応する仕入税額控除の制限については認められるようになる。そのため、税収が増加するかどうかは定かではなく、金融機関の仕入税額控除の増加額次第といえる。國枝（2008）は、最終消費支出に基づく税収の推計は、参照利子率の設定により大きく変化する可能性がある⁴³と指摘しており、参考値としての認識が適当かもしれないが、金融サービスが 5 兆円規模の付加価値を生産している視点をもつことは重要であろう。

⁴³ 國枝（2008）pp. 43-46。

表2-1 FISIMの配分による中間消費、最終消費支出（令和2年度）

（単位：10億円）

	FISIMの配分	非市場生産者 への影響	合計
FISIMの算出	11,573.6		11,573.6
一般政府の算出の増		908.8	908.8
対家計民間非営利団体の算出の増		145.2	145.2
供給合計	11,573.6	1,054.0	12,627.6
（中間消費）			
非金融法人企業	2,601.6		2,601.6
金融機関	—		—
一般政府	908.8		908.8
家計（個人企業）	3,574.3		3,574.3
対家計民間非営利団体	145.2		145.2
中間消費計	7,229.9		7,229.9
（最終消費支出）			
家計（消費者家計）	4,177.9		4,177.9
一般政府		908.8	908.8
対家計民間非営利団体		145.2	145.2
最終消費支出計	4,177.9	1,054.0	5,231.9
輸出	—		—
需要合計	11,407.8		11,407.8
輸出＋金融機関	165.8		165.8
需要合計	11,573.6	1,054.0	12,627.6
輸入	—		—
付加価値計			5,231.9

（注）輸出、輸入、FISIM消費（金融機関）の各数値が公表されていないため、これらの数値を除いた形で最終消費支出を算出したが、結果には大きな影響はないものと考えられる。

（出所）内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分配所得課（2011）p. 4をもとに筆者作成。

第2節 金融サービスの非課税措置による弊害⁴⁴

前節で金融サービスにおける付加価値の所在とそれを課税ベースに取り込むことの技術的な困難さを説明した。また、金融サービスが国民経済計算の観点からも軽視できない規模であることを確認した。このことは非課税措置による弊害も同様に大きいことを意味しており、消費税率の引き上げにより更に状況は悪化しているものと考えられる。本節ではこの非課税措置により引き起こされる弊害の基本的な仕組みを具体例を用いながら説明する。

1 税の累積

第1章において消費税法における仕入税額控除の仕組みを確認した。同法30条2項で課税売上割合が95%に満たない場合には個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入税額控除の金額を算定することを規定しているため、この規定により非課税取引に対応した仕入税額控除の遮断が導かれる。

また、「利子に対価とする金銭の貸付け」（消令10条1項）により、利子全額が非課税売上となるが、これは金融サービスに係る対価以外のものも非課税売上となることを意味する。本来非課税売上に算入すべきは金融サービスの提供に伴う対価の部分のみであるが、利子全額が非課税売上となり課税売上割合の計算上分母に算入されることで、課税売上割合は理論的に低く算定されてしまう。結果として、制限される仕入控除税額はより大きくなる。

この非課税措置が取引の中間段階（中間取引としての金融サービスであり事業者向け金融サービスを想定する）で行われた場合には税の累積が生じ、それを消費者に価格転嫁することで効率性が阻害され、あるいは金融機関や企業の経済活動を歪め収益性の低下を招くことになる。

この点を数値例により確認すると、以下のようなになる（表2-2）。まずA社からB銀行、B銀行からC社への取引の流れを前提として、B銀行が生産・流通の中間に位置していたとする。A社、B銀行、C社の売上（付加価値）をそれぞれ a 、 b 、 c とし消費税率を t で表す。表2-2①は金融サービスに非課税措置がない場合を示したものであるが、このときの合計税額は付加価値の合計 $(a + b + c)$ に税率 t を掛けた $t(a + b + c)$ で表される。

一方、金融サービスが非課税化されるとB銀行はA社からの仕入税額 ta が控除できないため、収益悪化を回避するためにC社へ価格転嫁を行う。C社は ta を消費者に価格転嫁することに加え仕入税額控除もできないため、C社の段階で、 $t^2a + t(a + b + c)$ の消費税が課せられ、A社、B銀行、C社の納付する合計税額は非課税措置のない場合と比較し $ta(1 + t)$ 増加する。

⁴⁴ 本節の内容は、鈴木（2009）pp. 37-44、鈴木（2010）p. 107を参考にした。

表2-2 事業者向け金融サービスの非課税化

①金融サービスに対する非課税措置なし

	A社	B銀行	C社	合計
売上(付加価値)	a	$a+b$	$a+b+c$	—
売上税額	ta	$t(a+b)$	$t(a+b+c)$	—
仕入	0	a	$a+b$	—
仕入税額	0	ta	$t(a+b)$	—
納付税額	ta	tb	tc	$t(a+b+c)$

②金融サービスに対する非課税措置あり

	A社	B銀行	C社	合計
売上(付加価値)	a	$a+b+ta$	$a+b+ta+c$	—
売上税額	ta	0	$t^2a+t(a+b+c)$	—
仕入	0	a	$a+b+ta$	—
仕入税額	0	ta (控除不可)	0	—
納付税額	ta	0	$t^2a+t(a+b+c)$	$ta(1+t)+t(a+b+c)$

(出所) 鈴木(2009) pp. 42-44をもとに筆者作成。

取引の中間段階における非課税措置が引き起こす税の累積は広く経済に歪みをもたらすが、具体的には次の4点があげられる。

第一に、表2-2からも明らかなように、最終消費の段階で過大課税となる。

第二に、企業の財・サービスに関する選択を歪める点である。課税対象の財・サービスと非課税化された財・サービスがある場合には、企業は仕入控除税額も考慮し有利な財・サービスを選択することになる。これは、税制が企業判断を変えることになり、経済活動に歪みをもたらしていると考えられる。

第三に、非課税事業者に自己供給バイアスが生じる点である。これは非課税売上に対応する仕入税額が控除できないために、外部からの財・サービスの調達よりも、自社にて供給するようなインセンティブを生むことになる。具体的には、M&Aにより製造部門を自社に取り込む方法や、本来アウトソーシングが望ましい専門的な業務を自社供給することがあげられる。税制が企業の垂直統合を促し歪みをもたらしていると言える。

第四に、非課税事業者に輸入バイアスが生じる点である。非課税事業者が国内の企業

から消費税を含んだサービスを購入した場合には、非課税売上に対応する仕入税額が制限されるため仕入税額控除を利用することができなくなる。一方、輸入サービスの場合は、そもそも仕入に税が含まれていないため、国内サービスよりも実質的に安価になる。その分だけ、非課税取引は企業の選択に影響を及ぼすことになる。

このように中間取引における非課税措置は国内取引だけでなく、外国との取引にも影響があり広範囲にわたり経済活動を歪めることになる。

2 税の漏れ

事業者向け金融サービスが非課税化された場合の弊害は上述の通りだが、消費者向け金融サービスが非課税化された場合にはどうなるか、この点については表 2-3 を参考に数値例で確認してみる。C 銀行の段階で付加価値に対する課税 tc が課税されず、また仕入控除税額 $t(a+b)$ も控除されなくなる。全体としては C 銀行の付加価値に対する税額 tc だけ税が漏れることになる。

また、最終消費の観点からは、C 銀行が控除できない税額 $t(a+b)$ を消費者に転嫁した場合には隠れた税負担が生じることになるが、他の課税対象となる財・サービスと同様に消費税が課された場合と比べると負担は少なくなるため金融サービスの消費が相対的に有利になり、消費財の相対価格を歪めることになる。

表 2-3 消費者向け金融サービスの非課税化

	A社	B社	C銀行	合計
売上(付加価値)	a	$a+b$	$a+b+c$	—
売上税額	ta	$t(a+b)$	0	—
仕入	0	a	$a+b$	—
仕入税額	0	ta	$t(a+b)$ (控除不可)	—
納付税額	ta	tb	0	$t(a+b)$

(出所) 鈴木 (2009) pp. 42-44をもとに筆者作成。

以上が金融サービスの非課税化による弊害である。なお、前節でも確認したように税収面から考えると、金融サービスに課税したとしても増収になるとは限らない。消費者向け金融サービスにおける税の漏れは解消される一方で、事業者向け金融サービスに係る仕入税額控除が認められることにより過大課税が適性化され減収になるためである。

第3章 金融サービスに対する課税方法

第1節 課税方法の全体像⁴⁵

第2章で金融機関の生産する付加価値やその規模、非課税措置がもたらす弊害について確認した。こうした問題に対応するため、これまで様々な課税案が提案されてきたが、本節ではその全体像を概観し、次節以降で各課税案の具体的な仕組みや特徴について述べる。

金融サービスに対する課税を難しくさせていた大きな理由に付加価値の特定があった。第2章で確認したように、付加価値を特定するために金融サービスを家計と企業へのサービスに分ける参照利子率のような金利の設定が必要になる。また、金利に内包されるリスクプレミアムを課税ベースから取り除く必要があるが、銀行の経営上の問題でリスクプレミアムの開示は困難である。そこで、そのような金利の設定やリスクプレミアムの開示を必要とせず執行可能な制度として基本的なキャッシュ・フロー税（以下、「CF 税」とする）方式が提案された。金融取引における資金の流出入に着目した方法であり、税額控除の仕組みを有しているため現行の消費税制度と整合的な方法といえる。CF 税についてはいくつかの問題点もあるため、その後 CF 税を改良した税額計算勘定（Tax Calculation Account, TCA）付キャッシュ・フロー税（以下、「TCA」とする）が提案された。また、金融取引における資金の流出入ではなく、利子の流出入に着目した方法として修正リバースチャージ法（Modified Reverse-Charging Approach, MRC、以下「MRC」とする）と呼ばれる課税案も提唱された。

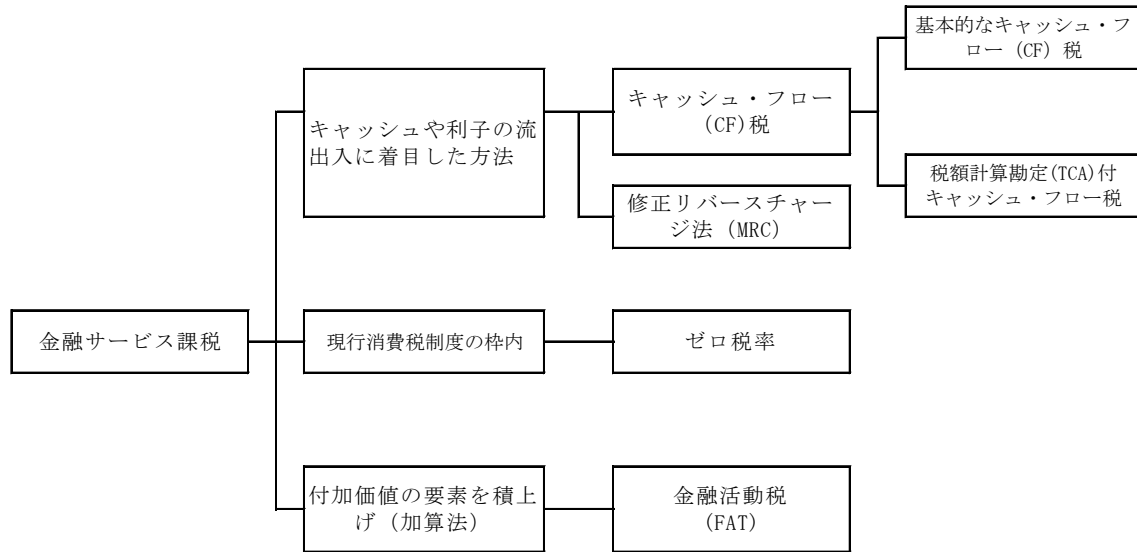
消費税制度の枠内で行われる方法としては、ゼロ税率があげられる。金融サービスにおける付加価値を課税ベースに取り込むという目的や課税の公平性の観点からは課税案としては適当ではないかもしれないが、税の累積を防ぐという意味では有効な手段である。税収の面からもゼロ税率単独での導入は現実的でないが、一定の条件のもとニュージーランドで導入されており、わが国においても他の課税方法と組み合わせる形を前提に検討の余地があると考ええる。

CF 税やゼロ税率のような現行の消費税制度と整合性があり、税額控除の仕組みを有する課税方法に対して、税額控除の仕組みはなく、賃金や企業の利潤などの付加価値を構成する要素を加算し計算する方法として金融活動税（Financial Activities Tax, FAT、以下「FAT」とする）がある。FAT とは課税ベースは異なるが、こうした加算法の付加価値税はイスラエルやフランスにおいて既に導入されている。

以上の金融サービス課税の全体像を示すと図 3-1 のようになる。

⁴⁵ 本節以降の各課税方法の内容は、鈴木（2009）pp. 49-58、（2015c）pp. 1-6、國枝（2008）pp. 36-41、田近・古市（2019）pp. 137-153、沼田（2011b）pp. 29-34 を参考にした。

図3-1 金融サービス課税の全体像



（出所）筆者作成。

第2節 キャッシュや利子の流入・流出に着目した課税方法

1 基本的なキャッシュ・フロー（CF）税

（1）CF税の仕組み

金融サービスへの課税が技術的に困難である理由は、銀行の主要業務である預貸業務が、資金の移動、純粋利子（貨幣の時間的価値）、リスクプレミアム、金融サービスによる付加価値により構成されており、課税対象となる金融サービスに該当する部分のみを抽出しにくいからである。そこで、金利やリスクプレミアムを特定することなく実行可能な方法として提案されたのが、CF税である。CF税はキャッシュ・フローの流入・流出のみに着目する方法で、キャッシュの流入を金融サービスにおける「売上」、キャッシュの流出を金融サービスにおける「仕入」のように考え、キャッシュの流入に税率を乗じたものからキャッシュの流出に税率を乗じたものを控除して計算される。

銀行における基本的な預貸業務を例にCF税を確認する。ある銀行が家計から預金1,000万円を受入、企業に1,000万円の貸出を行い、1年後に元利金の返済を受けたとする（付加価値税率10%、預金金利5%、市場金利8%、貸出金利15%、リスクプレミアム0%、第1期に預金受入及び貸出、第2期に預金払戻及び返済）。数値例を概観したものが図3-2で、銀行・企業・政府のCF税を示したものが表3-1になる。

① 銀行におけるCF税

1期目の銀行は1,000万円の預金受入と1,000万円の貸出により、ネットでの課税はゼロとなる。2期目では企業からの元利返済により1,150万円のキャッシュの流入がある一方、家計への預金払戻により1,050万円のキャッシュの流出があり、差引100万円

に付加価値税率 10%を掛けた 10 万円が税額となる。

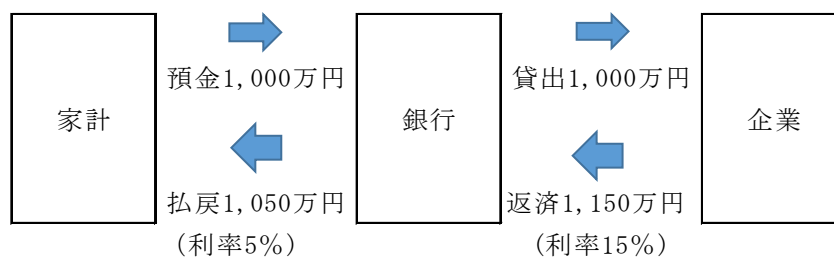
② 企業における CF 税

1 期目の企業は 1,000 万円の借入により 100 万円の税負担となり、2 期目には利息を含めた 1,150 万円の返済により 115 万円の税額控除を受けられる。税額控除額が過大のように思われるが、第 1 期に納付した 100 万円が市場金利 8%で運用されれば 108 万円になったことから実質的な控除額は 7 万円（115 万円－108 万円）となり、銀行から提供される付加価値の税額 7 万と同額になる。

③ 政府における CF 税

1 期目は企業からの税収 100 万円があり、2 期目にはその税収 100 万円の運用益 8 万円と銀行からの税収 10 万円がある一方、企業への税還付 115 万円が発生する。2 期合計では 3 万円の税収となり、これは銀行が家計に提供する付加価値に係る税額 3 万円と等しくなる。

図3-2 CF税の数値例



(出所) 筆者作成。

表3-1 銀行・企業・政府のCF税の数値例

①銀行におけるCF税

	キャッシュの流入	キャッシュの流出	税額または税額控除額 (純キャッシュ×10%)
第1期	1,000万円 (預金受入)	△1,000万円 (貸出)	0万円
第2期	1,150万円 (貸出返済)	△1,050万円 (預金払戻)	10万円
合計	2,150万円	△2,050万円	10万円

②企業におけるCF税

	キャッシュの流入	キャッシュの流出	税額または税額控除額 (純キャッシュ×10%)
第1期	1,000万円 (借入)		100万円
第2期		△1,150万円 (借入返済)	△115万円
合計	1,000万円	△1,150万円	△15万円

③政府におけるCF税

	税 収
第1期	100万円 (企業からの税収)
第2期	8万円 (市場金利8%での運用益) 10万円 (銀行からの税収) △115万円 (企業への税還付)
合計	3万円

(出所) 鈴木 (2009) p. 50をもとに筆者作成。

(2) CF 税の利点

金融サービスにおける付加価値を抽出するために通常では純粋利子を特定する必要があるが、それが特定されることなく、課税ベースから除外される点が CF 税の利点の一つである。

このことを預金 D 、貸出 L 、付加価値税率 t 、預金金利 r 、純粋利子 R 、貸出金利 R_L とし説明すると以下ようになる。まず、預金取引を考えると銀行は預金受入時に付加価値税額 tD を負担する一方、1年後の預金払戻時には預金金利も含めた $t(1+r)D$ を税額控除できる。仮に銀行が預金受入時に納付した税額 tD を純粋利子で運用できていたとすると、税負担がなければ1年後には $t(1+R)D$ の資金を得られていたはずであり、これは機会費用と考えることができる。この機会費用 $t(1+R)D$ から税額控除 $t(1+r)D$ を控除した $t(R-r)D$ が銀行の負担であり、これは銀行に対して「付加価値税率×付加価値」で課税されたことを示している。

同様のことは貸出をを行った場合にも言える。銀行が企業に対し貸出を行った場合には、貸出時に tL の税額控除となる一方、1年後の元利金返済時には $t(1+R_L)L$ の税額が発生する。仮に銀行が貸出時に受けた税額控除分を純粋利子で運用すると、1年後には $t(1+R)L$ の資金を得られることになる。元利金返済時に納付する税額 $t(1+R_L)L$ から純粋利子での運用分を控除した $t(R_L-R)L$ が銀行の負担であり、銀行に対して「付加価値税率×付加価値」の課税がされたことになる。

以上のように CF 税においては預金金利及び貸出金利さえ決まれば、純粋利子は特定されることなく課税ベースから控除され、付加価値に対する課税が可能となる。この点は CF 税の特徴といえる。

CF 税のもう一つの利点はリスクプレミアムが事後的に課税ベースから控除される点にある。上述したように CF 税では貸出金利と純粋利子の差を付加価値と捉えているが、本来貸出金利と純粋利子の間にはリスクプレミアムが存在する。一般的には返済懸念の全くない貸出（リスクプレミアムがゼロ）と信用格付の低い債務者ではリスクプレミアム分だけ信用格付の低い債務者の方が貸出金利は高くなる。そのため返済時にはリスクプレミアム分だけ税額が増加することになり、リスクプレミアムまで課税ベースに含めていることになる。

しかし、このリスクプレミアムの取扱いは事後的にリスクが課税ベースから控除されることで調整される。銀行では通常貸出の際に信用格付に応じてリスクプレミアムを設定しているが、必ずしも当初の設定通りに返済が履行されるわけではない。当初の設定より回収不能が大きい場合には返済は少なくなり（キャッシュの流入は少なくなり）、逆に少ない場合には返済は多くなる（キャッシュの流入は多くなる）。このような対照的な取扱いによって、事後的にはあるがリスク分が課税ベースに増減されるため、リスクプレミアムの指標等を設定する必要がなくなる。この点も CF 税の利点といえる。

(3) CF 税の問題点

純粋利子やリスクプレミアムの指標を必要としない CF 税は、理論的には簡易な制度であるが、執行上の問題点として以下の 3 点が指摘されている。

まず 1 点目として債務者は借入時にキャッシュが流入することになるため課税分だけ追加的に資金を調達しなければならない点である。この課税分は将来的には返済時に還付により全額相殺されることにはなるが、借入期間が長期になれば相殺されるまでの期間も長くなり、とりわけ中小企業にとっては納税のために先行して借入を行うことは大きな負担になると考えられる。

2 点目は、CF 税導入により、企業に有利または不利な状況をもたらす点である。例えば CF 税導入前に借入を行った場合には、借入時に課税されない一方、返済時には還付を受けられることになり、CF 税導入により企業行動に影響を及ぼす可能性がある。

3 点目は企業の事務負担の増加である。これまで非課税措置を受けていた金融サービスでは仕入税額控除のための事務負担はなかったが、税額控除を受けるためにはこれら金融サービスに係る税額を記録・保存する必要があり、中小企業にとってその影響は少ないと思われる。

2 税額計算勘定 (TCA) 付キャッシュ・フロー税

(1) 税額計算勘定 (TCA) 付キャッシュ・フロー税の仕組み

CF 税では債務者が借入時に追加的に課税分の資金を調達しなければならない問題があったが、この点を改良したのが税額計算口座と呼ばれる勘定を利用した TCA である (Poddar and English (1997))。貸出 (借入) 取引によるキャッシュの流出 (流入) の都度、税額を還付 (負担) するのを止め、TCA と呼ばれる税額を計算するための口座で税額計算を行い、返済が終わった時点で差金決済される。なお、この決済が行われるまでの時間的経過については純粋利子で調整が行われる。

上述した CF 税と同様の数値例で TCA の仕組みを確認する。なお表 3-2 は銀行の貸出取引・預金取引、表 3-3 は企業における借入取引、表 3-4 は政府における TCA の税収を示したものである。まずは銀行の TCA 勘定から確認していく。

① 貸出取引

1 期目に銀行が 1,000 万円の貸出を行うと付加価値税率 10%では 100 万円が TCA 勘定の貸方⁴⁶に計上される。この額は 2 期目に純粋利子に基づき 8 万円増加 (貸方) し、また、元利金の返済により 115 万円が借方に計上されるため、最終的な税額は 7 万円になる。

⁴⁶ キャッシュの流入が TCA の借方に、キャッシュの流出が TCA の貸方に計上される。

② 預金取引

1 期目に銀行が 1,000 万円の預金を受入れると 100 万円が TCA 勘定の借方に計上され、この額は純粋利子で調整され 2 期目には 8 万円増加（借方）する。また、利子と預金の払戻しにより 105 万円が貸方に計上されるため最終的な税額は 3 万円になる。

表3-2 銀行におけるTCA勘定

①貸出取引

	内容	金額	TCA勘定	
			(借方)	(貸方)
第1期	貸出	1,000万円		100万円
第2期	純粋利子			8万円
	利子	150万円	15万円	
	返済	1,000万円	100万円	
税額合計（収支）			7万円	

②預金取引

	内容	金額	TCA勘定	
			(借方)	(貸方)
第1期	預金	1,000万円	100万円	
第2期	純粋利子		8万円	
	利子	50万円		5万円
	払戻	1,000万円		100万円
税額合計（収支）			3万円	

（出所）鈴木（2009）pp. 51-52をもとに筆者作成。

企業における借入取引について確認すると次のようになる。1 期目に銀行借入 1,000 万円を行うと 100 万円が TCA 勘定の借方に計上され、この額は純粋利子で調整され 2 期目には 8 万円増加（借方）する。2 期目には元利金の返済が行われるため 115 万円が貸方に計上され、最終的な税額は 7 万円（還付）になる。

表3-3 企業における借入取引のTCA勘定

	内容	金額	TCA勘定	
			(借方)	(貸方)
第1期	借入	1,000万円	100万円	
第2期	純粋利子		8万円	
	利子	150万円		15万円
	返済	1,000万円		100万円
税額合計（収支）			△7万円	

（出所）鈴木（2009）pp. 51-52をもとに筆者作成。

税収について確認すると、1 期目の税収はなく、2 期目に銀行の貸出取引部分 7 万円、預金取引部分 3 万円、企業への還付 7 万円が発生し合計で 3 万円となる。

表3-4 政府におけるTCAの税収

	税 収
第1期	なし
第2期	7万円（銀行からの貸出に係る税収） 3万円（銀行からの預金に係る税収） △7万円（企業への税還付）
税額合計（収支）	3万円

（出所）鈴木（2009）pp. 51-52をもとに筆者作成。

(2) TCA の利点と課題

TCA は CF 税の問題点を解消するために提案されたものであり、CF 税の問題点を解消できることに利点がある。とりわけ CF 税において借入の際に付加価値税分を追加的に調達しなければならない点は企業にとって大きな負担であったが、この問題を TCA 勘定で延期することにより回避できる点は大きい。また、これらの事務は銀行によって負担されるため、中小企業への負担は抑えられる（銀行が送付する明細書により企業は税額控除を受ける）。

企業の負担が軽減された一方、銀行にとっての実務コストは CF 税と変わらない点は導入に向けた大きな課題である。TCA は欧州委員会により執行可能性の検討が進められ、1995～96 年に欧州の大手金融機関に試験的に導入された。課税方法としては機能することが確認されたが、同時に金融機関からはシステムの整備費用や人的コストが大きい点等が問題点として指摘された。

3 修正リバースチャージ法（MRC）

(1) 修正リバースチャージ法（MRC）の概要

MRC は、Zee（2005）により提唱された課税方式で、MRC の基本的な考え方では預金利子を課税仕入れ、貸出利子を課税売上げとするため、実質的には預貸スプレッドが課税されることになる。預金者が預金金利 5% で銀行に 1,000 万円の預入れを行い、銀行が同額を借主に貸出金利 15% で貸出を行った数値例（消費税率 10%）で、MRC を段階的に説明していく。

まずは預金者及び借主ともに課税事業者の例を示すと表 3-5 のようになる。

表3-5 MRCの概要①

(単位：万円)

①預金者、借主ともに課税事業者の場合(預入及び貸出金額1,000万、預金金利5%、貸出金利15%、税率10%)

	預金者 (課税事業者)	銀行	借主 (課税事業者)
売上	50 (1,000×5%)	150 (1,000×15%)	—
売上税額	5	15	—
仕入	—	50	150
仕入税額	—	5	15
控除税額		5	15 (注)
納付税額	5	10	—

(注) 借主が課税事業者の場合には課税仕入れにより支払った税額15万円を税額控除できるため仕入税額控除は機能する。

預金者は課税事業者であり納税義務があるため、預金利子 50 万円が課税売上げとなり、5 万円の売上税額が発生し同額を納付する必要がある。銀行は貸出利子 150 万円が課税売上げ、預金利子 50 万円が課税仕入れとなり、15 万円の売上税額から 5 万円の仕入税額を控除した 10 万円が納付税額となる。借主は仕入税額 15 万円の負担とともに、課税事業者であれば同額の税額を控除することができる。このように預金者と借主がともに課税事業者の場合には仕入税額控除は機能する。

次に預金者が家計の場合で考える。家計は納税義務がないため、預金者が家計の場合には銀行の課税仕入れにあたる預金利子が納税されない問題が生じる。そこで、預金利子にかかる納税義務を家計から銀行に移転させ、税額控除を認める方法がリバースチャージ法であり、表 3-6 のようになる。

表3-6 MRCの概要②

(単位：万円)

②預金者は家計、借主は課税事業者の場合（その他の条件は①に同じ）

	預金者 (家計：納税義務なし)	銀行		借主 (課税事業者)
		RC	売上または 仕入	
売上	—	—	150	—
売上税額	—	5 (注1)	15	—
仕入	—	—	—	150
仕入税額	—	—	—	15
控除税額	—	5 (注1)	—	15 (注2)
納付税額	—	0	15	—

(注1) 表内のRCはリバースチャージを意味する（表3-7及び表3-8も同様）。預金者が家計の場合には納税義務がないため、リバースチャージにより預金者の課税を銀行に移転するとともに同額の税額控除を認める。

(注2) 借主が課税事業者の場合には課税仕入れにより支払った税額15万円を税額控除できるため仕入税額控除は機能する。

(出所) 沼田（2011b）pp. 31-34をもとに筆者作成。

預金者の売上税額にあたる5万円はリバースチャージにより銀行に移転し、同時に税額控除5万円も認めることで相殺される。併せて銀行には貸出利子にあたる売上税額15万円が発生する。借主には借入利子にかかる仕入税額15万円が発生するが、課税事業者の場合には仕入税額控除が認められるため実質的な負担はなくなることになる。

しかし、借主が家計（最終消費者）の場合には、預貸スプレッドに対する税額10万円と預金利子に対する税額5万円の15万円を負担することになり過大負担の問題が生じてしまう（表3-7）⁴⁷。

⁴⁷ 厳密には預貸スプレッドの間にはリスクプレミアムが存在するが、リスクプレミアムはゼロの仮定で説明を行っている。

表3-7 MRCの概要③

(単位：万円)

③預金者、借主ともに家計（納税義務なし）の場合（その他の条件は①に同じ）

	預金者 (家計：納税義務なし)	銀行		借主 (家計：納税義務なし)
		RC	売上又は仕入	
売上	—	—	150	—
売上税額	—	5（注1）	15	—
仕入	—	—	—	—
仕入税額	—	—	—	—
控除税額	—	5（注1）	—	—（注2）
納付税額	—	0	15	—

（注1）預金者が家計の場合には納税義務がないため、リバースチャージにより預金者の課税を銀行に移転するとともに同額の税額控除を認める。

（注2）借主が家計の場合には貸出利子にあたる売上税額15の負担が生じるが、税額控除はないため過大負担の問題が生じることになる。

（出所）沼田（2011b）pp. 31-34をもとに筆者作成。

借主が課税事業者の場合には仕入税額控除が認められるため、実質的な負担はなくなるが、借主が家計の場合には納税義務がなく、税額控除の機能もない。銀行は貸出利子にあたる売上税額 15 万円を借主に転嫁し、借主はこれを負担することになる。この 15 万円には預貸スプレッドに対する税額 10 万円と預金利子に対する税額 5 万円が含まれており、預金者が本来負担すべき税額まで負担することになる。

MRC ではこの問題に対して 2 つの対応により問題の解決を図っている（表 3-8）。まずは借主が負担する税額が預貸スプレッドに限定されるように仮想勘定を通じて調整を行う。具体的に述べると、借主に預金利子に係る 5 万円の税額控除を仮想勘定を通じて認めることで、借主の負担する税額を預貸スプレッドにかかる税額 10 万円にする。同時に金融機関にも仕入税額控除を認める。

これだけでは、預貸スプレッドに内包される預金サービスに係る対価まで借主が負担することになるため、この部分を調整する必要がある。預金サービスの対価を 2%とすると、預貸スプレッドにかかる税額 10 万円のうち 2 万円は預金者が負担すべき金額である⁴⁸。しかし、預金者が家計のためリバースチャージにより銀行に納税義務は移転す

⁴⁸ 預金サービスの対価をどこに設定するか、つまり、預貸スプレッドのうち預金サービスと貸付サービスの割合がどのようになるかについては、Zee（2005、2006）によれば、銀行が独自に決定することができるとしている。

る。ここで仮想勘定を通じて、借主に税額控除 2 万円を認め、借主の負担を貸付サービスに係る対価 8 万円 (=15 万円－預金利子の調整 5 万円－預金サービスの調整 2 万円) にするとともに、銀行にも仕入税額控除を認める。そして、預金サービスに係る対価 2 万円は銀行が預金者に支払う利子の減少という形で預金者に反映させる。結果として、銀行の納付税額は 15 万円と変わることなく、預金者・借主ともに各々が享受したサービス相当の負担となる。

表3-8 MRCの概要④

(単位：万円)

④預金者、借主ともに家計（納税義務なし）の場合によるMRCの対応（その他の条件は①と同じ）

	預金者 (家計：納税義務なし)	銀行			借主 (家計：納税義務なし)	
	売上または 仕入	RC及び仮想勘定 (預金利子の調整)	RC及び仮想勘定 (預金サービスの調整)	売上または 仕入	売上または 仕入	仮想勘定
売上（利子）	－(注2)	－	－	150	－	－
売上税額	－	5（注1）	2（注2）	15	－	－
仕入（利子）	－	－	－	－(注2)	－	－
仕入税額	－	－	－	－	－	－
控除税額①	－	5（注1）	2（注2）	－	－	5（注1）
控除税額②	－	－	－	－	－	2（注2）
納付税額	－	0	0	15（注3）	－	－

(注1) 預金者が家計の場合には納税義務がないため、リバースチャージにより預金者の利子に係る課税を銀行に移転する。借主の過大負担を解消するために、銀行に認められていた預金利子に係る5万円の税額控除を仮想勘定を通じて借主に認め、税負担を10万円にする。同時に金融機関にも仕入税額控除を認める。

(注2) 預金利子に係る税額控除を借主に認めただけでは、預貸スプレッド10万円に含まれる預金サービスに係る対価まで借主が負担することになるため、この部分を調整する必要がある。預金サービスの対価を2%とすると、税額は2万円 (=1,000×2%×10%) となるが、預金者が家計のためリバースチャージにより納税義務は銀行に移転する。借主の過大負担を解消するため、仮想勘定を通じて借主に税額控除2万円を認めるとともに、銀行にも仕入税額控除が認められ、預金サービスに係る対価2万円は預金者の受け取る利子の減少 (=48万円 (50万円－2万円)) という形で反映される。

(注3) 銀行の納付税額は表3-7と同様に15万円になるが、MRCにより預貸スプレッドのうち預金サービスの占める割合相当額2万円を預金者に、貸付サービスの占める割合相当額8万円 (=15-7) を借主に負担させることが可能になる。

(出所) 筆者作成。

(2) MRC の利点と課題

Zee (2005、2006) によると CF 税と同様に金融サービスへの完全課税が実現可能で、なおかつ CF 税において問題とされていた運営コストが軽減される⁴⁹としている。

MRC の問題は、預貸スプレッドに内包されるリスクプレミアムまで課税ベースに取り込まれ、過大課税になることである。CF 税ではリスクが事後的にはあるが課税ベースから控除されていたが、MRC にはこのような機能はない。借主に過大な負担を求める

⁴⁹ Zee (2005)は金融機関が預金及び借入金残高を逐一把握する必要ないため執行にあたり CF 税と比較しより簡易であると主張している。ただし、TCA のように金融機関において実際に検証し、運営上の問題が軽減されるといった報告があったわけではない。

ことになり、金融サービス課税の導入にあたっては大きな問題であるといえる。

第3節 ゼロ税率

金融サービスへの非課税措置により金融機関の仕入税額控除が遮断され税の累積が生じるが、これを防ぐ有効な方法としてゼロ税率がある。非課税措置とは異なり、ゼロ税率では仕入税額控除が認められるため、価格転嫁による税の累積は防げるかもしれない。しかしながら、付加価値税のもとで、金融機関が生み出している付加価値についても課税ベースに取り込むべきという議論の中で、ゼロ税率だけを導入することは不十分である。また、ゼロ税率の導入は税収への影響も懸念される。表3-9は事業者向け金融サービスにゼロ税率を導入した場合、表3-10は消費者向け金融サービスにゼロ税率導入した場合を示したものである（数値例は表2-2と同じ）。

表3-9 ゼロ税率（事業者向け金融サービス）

	A社	B銀行	C社	合計
売上(付加価値)	a	$a+b$	$a+b+c$	—
売上税額	ta	0	$t(a+b+c)$	—
仕入	0	a	$a+b$	—
仕入税額	0	ta	0	—
納付税額	ta	$\triangle ta$	$t(a+b+c)$	$t(a+b+c)$

（出所）鈴木（2015a）p. 5をもとに筆者作成。

表3-10 ゼロ税率（消費者向け金融サービス）

	A社	B社	C銀行	合計
売上(付加価値)	a	$a+b$	$a+b+c$	—
売上税額	ta	$t(a+b)$	0	—
仕入	0	a	$a+b$	—
仕入税額	0	ta	$t(a+b)$	—
納付税額	ta	tb	$\triangle t(a+b)$	0

（出所）鈴木（2015a）p. 3をもとに筆者作成。

事業者向け金融サービスの場合、税収は $t(a + b + c)$ となり、非課税措置が適用されている場合の税収 $ta(1 + t) + t(a + b + c)$ (表 2-2 参照)と比較すると税の累積分 $ta(1 + t)$ だけ少なくなる。

消費者向け金融サービスの場合、税収はゼロとなり、非課税措置が適用されている場合の税収 $t(a + b)$ (表 2-3 参照)と比較すると $t(a + b)$ だけ少なくなる。このように非課税からゼロ税率へ移行した場合にはいずれの場合でも税収は減少するため導入は現実的ではないと思われる。

ただし、課税案としてゼロ税率単独での導入は難しいものの、他の課税案との組み合わせでの導入には検討の余地が残されていると思われる。Huizinga (2002) や Poddar (2003) は事業者向け金融サービスにゼロ税率を導入し、消費者向け金融サービスには TCA の適用を提唱している。消費者向け金融サービスによる TCA は個別取引ごとの計算を要しないため事業者向け金融サービスより計算が簡素化されるため、TCA による課税の問題を回避しつつ税の累積も防ぐことができると主張している。

第 4 節 金融活動税 (FAT)

1 課税方法と課税ベース

これまで述べてきたように、金融サービスにおける付加価値を課税ベースに取り込むべく、CF 税やその改良形など様々な課税方法が提案されてきた。TCA は欧州の大手金融機関で試験的に導入されるにまで至ったが、実務的な観点から問題も多く定着には至らなかった。その後しばらく金融サービスの課税化へ向けた議論は停滞していたが、2008 年のリーマンショック以降の国際金融危機を契機に金融機関に対する課税強化の動きが強まった。G20 では、金融機関が投機的な行為により金融危機を引き起こし、一方で公的資金が注入されたことに対して、相応の負担を求めるとともに、他部門との課税の公平性の観点から税制上優遇されている状況を改めることの必要性が指摘された。こうした背景から、IMF より FAT が提唱され、新たな付加価値に対する課税方法として注目された。

FAT は、仕入税額控除のある一般消費税としての付加価値税とは異なり、金融機関の利潤と賃金に課税する加法方式の付加価値税である。類似の課税方法として、付加価値税を補完する位置付けで導入されている賃金税⁵⁰があるが、基本的な考え方は同様であり、IMF (2010) では課税ベースを以下のように FAT1、FAT2、FAT3 の 3 つに分けている。

①FAT1＝法人利潤（超過利潤）＋賃金

②FAT2＝法人利潤（超過利潤）＋賃金レント（超過分）

⁵⁰ フランスにおいて賃金税、イスラエルでは賃金と事業収益に対する課税がなされている。

③FAT3＝法人利潤（超過利潤のうち一定水準を超える部分）＋賃金レント
（超過分）

まずは法人利潤について説明すると法人利潤には正常利潤と超過利潤がある。正常利潤とは安全利子率と資本減耗率を加えたものであり、投資家が要求する収益率に応えるために最低限必要な利潤をいう。これに対して超過利潤はブランド価値や立地の優位性などから生じるもので、正常利潤を超える利潤を指す。正常利潤と超過利潤を合計したものが法人利潤となる。超過利潤に対する課税が行われたとしても、投資をすることによって超過利潤を得られることに変わりなく、企業の投資判断に影響がないことからFATでは超過利潤を課税ベースとしている⁵¹。

表3-11はIMF(2010)によりFAT1～3による対GDP比の税収を試算した結果である。FAT1～3の課税ベースは①>②>③の順になる。FAT1では粗法人利潤から資本財購入を除いたもの（キャッシュフロー法人税を想定）に賃金を加算したものが課税ベースとなっている。FAT2は賃金についてもレント（超過分）のみ課税しようとしたもので、背景には多産業の賃金に比べ金融機関の賃金が高かったことがある。しかし、現実的に賃金にかかるレントを特定することは難しく、暫定的なやり方にならざるを得ない。FAT3では課税ベースとなる超過利潤の範囲がさらに狭められ、ROE15%以上を超える利潤率の部分のみが課税ベースとなる。

⁵¹ ミード報告（1978）等の抜本的税制改革案のなかで提案されてきたキャッシュフロー法人税は、設備の即時償却を認めることで超過利潤に対してのみ課税する方法である。設備の即時償却が認められることで将来発生する正常利潤が現在価値ベースで相殺されるため、正常利潤に対する課税が回避されることになる。そのためFATの課税ベースのうち超過利潤に相当する部分への課税の一つの方法としてキャッシュフロー法人税の課税ベースを用いることが想定される。

表3-11 FATの潜在的な課税ベース

(GDP比, %)

国名	FAT1				FAT2		FAT3	
	粗法人 利潤 〔1〕	資本財 購入 〔2〕	賃金 〔3〕	課税ベース 〔4〕 = 〔1-2+3〕	超過 賃金 〔5〕	課税ベース 〔6〕 = 〔1-2+5〕	粗法人利潤 (ROE15%超) 〔7〕	課税ベース 〔8〕 = 〔5+7〕
オーストラリア	3.2	0.7	3.8	6.4	0.5	3.0	0.4	0.9
オーストリア	2.1	0.8	2.7	4.0	0.0	1.7	1.5	1.8
ベルギー	2.2	0.8	2.8	4.2	0.3	1.8	1.1	1.5
カナダ	3.0	1.3	3.9	5.6	0.5	2.2	0.3	0.8
デンマーク	1.8	0.4	2.5	4.0	0.3	1.8	0.4	0.7
フィンランド	1.1	0.3	1.2	1.9	0.2	0.9	0.0	0.2
フランス	1.4	0.8	2.7	3.3	0.3	0.9	0.5	0.8
ドイツ	1.5	0.3	2.3	3.6	0.3	1.5	0.2	0.5
ハンガリー	2.1	0.3	1.9	3.6	0.2	2.0	0.6	0.9
アイスランド	3.2	0.9	4.2	6.5	0.5	2.8	3.3	3.8
アイルランド	5.9	0.6	3.2	8.4	0.4	5.7	1.4	1.8
イタリア	1.7	0.4	2.3	3.6	0.3	1.6	0.1	0.4
日本	4.6		2.2	6.8	0.3	4.9	0.1	0.4
韓国	4.5	0.6	2.5	6.4	0.3	4.2	0.2	0.5
ルクセンブルク	14.9	0.7	9.0	23.2	1.1	15.3	4.6	5.7
オランダ	2.7	1.1	3.3	4.9	0.4	2.0	0.2	0.6
ノルウェー	1.8	0.4	1.4	2.7	0.2	1.5	0.2	0.3
ポルトガル	3.8	1.6	2.6	4.8	0.3	2.6	0.2	0.5
スペイン	2.1	0.7	2.1	3.5	0.3	1.7	0.7	0.9
スウェーデン	1.2	0.6	1.9	2.5	0.2	0.9	0.4	0.7
イギリス	2.8	0.7	3.9	6.1	0.5	2.7	0.6	1.1
アメリカ	3.2	0.9	4.4	6.6	0.5	2.8	0.2	0.7

(出所) IMF (2010) p. 75

2 FAT による消費者向け金融サービスに対する課税

現行の消費税のもとでは、付加価値への課税の技術的困難さを理由に金融サービスは非課税とされてきたが、FAT（以下では、FAT1 に限定）では法人利潤と賃金を課税ベースにするため課税が可能になる。この点を数値例をもとに確認していく（表 3-12、現行の付加価値税である消費税について VAT (Value-Added Tax) と表記する）。銀行が A 企業から仕入を行い、消費者向け金融サービスを提供している状況で、付加価値を A 企業が 30、銀行が 20 生産し、税率を VAT、FAT とともに 10%と仮定する。

これまでも確認してきたように、VAT では非課税措置により消費者向け金融サービスの税額は 3 となり過小課税となる。しかし、金融機関に FAT を課すことで税額が 2 となり、合計 5 の税額となり完全課税が実現することになる。

表3-12 VAT及びFATによる消費者向け金融サービス課税

	A企業		金融機関		合計	
	付加価値30		付加価値20			
	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT
売上	30	—	50	—	—	—
売上税額	3		0			
仕入	0		30			
仕入税額	0		3 (控除不可)			
納付税額	3	—	0	2	3	2

(出所) 鈴木 (2015c) p. 5をもとに筆者作成。

3 FAT による事業者向け金融サービスに対する課税

次に、事業者向け金融サービスについて確認する。銀行がB企業に金融サービスを提供し、B企業の付加価値は40とする（その他の条件は表3-12の数値例と同じ）。非課税措置による弊害で確認したように、VATでは事業者向け金融サービスについては仕入税額控除が遮断されることにより税の累積が生じる。表3-13の場合には非課税措置がない場合には全体の税額は9となるが、税の累積が生じた結果、税額は合計12となる。さらに、この場合に銀行にFATが課されると銀行の税負担は2増えることになる一方、FATに対する仕入税額控除はないため、FATの分だけ税の累積は悪化し、VATとFATの合計税額は14となる。完全課税実現のためには税額は9にならないといけないものの、事業者向け金融サービスにFATが課された場合にはVATだけの場合よりも税の累積は悪化する。そのため、金融機関にとってはFAT単独でVATの補完税のような性質として導入することは受け入れ難いものであろう。

表3-13 VAT及びFATによる事業者向け金融サービス課税

	A企業		金融機関		B企業		合計	
	付加価値30		付加価値20		付加価値40			
	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT	VAT	FAT
売上	30	—	50	—	90	—	—	—
売上税額	3		0		9			
仕入	0		30		50			
仕入税額	0		3 (控除不可)		0			
納付税額	3	—	0	2	9	—	12	2

(出所) 鈴木 (2015c) p. 5をもとに筆者作成。

第5節 各課税方法の比較

以上がこれまでに提案されてきた金融サービス課税案である。金融サービス課税化に向けて重要な点は、金融機関や事業者に過度な負担をかけず、非課税措置によりもたらされる過小課税や税の累積、産業間の不公平さを解消できるかどうかである。表 3-14 はそのような観点から①適正課税 ②税の累積 ③課税の公平性 ④執行コスト（金融機関・事業者）の4項目に分けこれまでに提案されてきた各課税案を評価したものである。なお、過小課税の問題については、課税方法によっては金融機関へ過大課税になることから、適正課税の問題として考えることにする。

税の累積の問題に対しては、FAT を除く各課税方法にて実現される。ゼロ税率は非課税措置により制限されていた仕入税額控除が認められるようになるため、VAT の制度枠内で税の累積が解消される。CF 税、TCA、MRC はキャッシュや利子の流出入に着目した VAT と整合的な方法であり、これらの方法でも税の累積の問題は解決される。一方、FAT は加法型の付加価値に対する課税であり、仕入税額控除といった機能もないため FAT の課税分だけ税の累積は悪化することになる。

非課税措置がもたらす過小課税に対しては、事後的な調整まで考慮にいれば CF 税、TCA で適正課税が実現されるのに対して、MRC ではリスクプレミアムが課税ベースに含まれ、かつその後の調整機能もないため過大課税となる。ゼロ税率は税の累積の問題を解消するのと引き換えに仕入税額控除も認められることによって税収の面では悪化することになる。一般的にゼロ税率は補助金と同様のものであり、非課税措置より望ましくないとの指摘もある。FAT は加法型の付加価値に対する課税という意味合いでは、課税ベースに取り込むことが容易になる一方、従来の VAT と並立することになり、金融機関が行う課税取引（手数料収入等の消費税が明示されたもの）の付加価値に重複して課税することになる。さらに現行の非課税措置による仕入税額控除の制限の問題との関係を存置したままでは金融機関への実質的な課税に加え FAT の負担も加わることから過大課税となる。

課税の公平性の観点からは、CF 税、TCA では理論上は適切な課税が実現され課税の公平性が確保できる。ゼロ税率では金融機関への優遇が強まるのに対して、MRC や FAT では、金融機関への負担が大きくなる。MRC ではリスクプレミアムまで課税が及ぶようになること、FAT では、手数料収入等の課税取引と二重課税になることがその原因である。

執行コストについては、CF 税では金融機関・事業者双方に大きな負担となる。CF 税の欠点としては、資金の調達時にキャッシュが流入するため追加的な税負担を強いられることや税額控除を受けるために金融サービスに係る税額を記録・保存する必要がある点があげられる。これを改良したのが TCA であるが、事業者負担がなくなる一方、金融機関の負担は変わらない。TCA は大手金融機関により実証研究がなされ、そこで人的コストやシステム整備費用の問題が報告されているため全ての金融機関への導入を視野に入れると、財務面に余裕のない金融機関への導入はハードルが高くなることが予想さ

れる。MRC についても田近・古市（2019）において複雑性や執行によるコストが指摘されている⁵²。この点 FAT は加法型の付加価値であり、法人事業税における外形標準課税の付加価値割において同様の課税ベースに対して課税が行われており、執行は比較的容易である。

表3-14 各課税方法の比較

	基本的な考え方	税の 累積	適正 課税	課税の 公平性	執行コスト	
					金融機関	事業者
CF税	キャッシュの流入を売上、キャッシュの流出を仕入のように考え、個別取引ベースで課税する。	○	○	○	×	×
TCA	TCA勘定を用い、キャッシュの流出入の都度行っていた税の清算をやめ、返済が行われた時点で差金決済を行う。	○	○	○	×	○
MRC	貸出利子を売上、預金利子を仕入と捉え、MRCにより預金者と貸出先で適切な税負担を実現させる。	○	△	○	△	△
ゼロ税率	非課税措置ではないため、仕入税額控除が認められる。	○	×	×	○	○
FAT	金融機関の利潤と賃金に課税する（加算法の付加価値税）。	×	△	△	○	○

（注）○：課題を解決 △：半ば解決 ×：未解決

（出所）筆者作成。

⁵² 田近・古市（2019）p. 153。

第4章 金融サービス課税の導入に向けて

第1節 わが国での課税の方向性と議論の状況

第3章にてこれまで提案されてきた金融サービスの課税方法を確認した。また、諸外国の状況をみると、金融サービス課税への取組みは様々である（詳しくは、補論参照）。EU では、大手金融機関における TCA の実務レベルでの検証や国際的な金融危機を契機とした FAT の導入検討など、これまで金融サービス課税化に向けた具体的な動きがあったが、現在でも非課税措置が継続されている。一方、現代的 VAT と称され、課税ベースの広い VAT を実現しているニュージーランドでは、一定の条件のもと事業者向け金融サービスにゼロ税率を導入し、税の累積の緩和を図っている。これに似た事例としてオーストラリアの部分的な仕入税額控除があるが、自己供給バイアスの緩和に主眼を置いている。また、イスラエルでは加算法で算定された付加価値を課税ベースに賃金利潤税を課すことで VAT の補完を図っている。このように、各国で対応は様々であるが、わが国で金融サービス課税化を実現するにあたり、どのような制度が望ましいのであろうか。

わが国では消費税率が低かった影響もあるためか、消費税導入以降、非課税が維持され、課税化に向けた具体的な議論も行われてこなかった。しかし、リーマンショック以降の金融機関に対する課税強化の流れの中で、一部の専門家からわが国でも FAT などを導入するような提言がなされた。こうした意見に対し、全国銀行協会内に設置されている金融調査研究会で、FAT を含めた具体的な課税案について導入の可否について検討を行っている。本節では、金融サービスに対する課税のあり方について金融機関側の意見を確認し、課税化に向けた問題点を整理するうえでの参考にしていく。

1 わが国での課税の方向性

各課税方法の仕組みや特徴を把握したうえで言えることは、どの方法にもメリット・デメリットがあり、1 つの方法で全ての問題を解決することは困難ということである。改めて金融サービスが非課税措置となっている理由を考えると、それは付加価値を特定し抽出することの困難さにある。付加価値を特定することなく、結果的に付加価値に対する課税が可能になる CF 税や TCA は、理論的には魅力的な方法であるが、これまで確認してきたようにその執行は現実的ではない。金融サービスにおける付加価値の特定については、利子の性質上、現行の消費税制度の枠内あるいはそれに整合的な方法で行うことには限界があり、付加価値の要素を積み上げていく加算法による付加価値の特定が、理論的にも現実の執行の問題としてもこの問題を解決できる方法と考えられる。そこで、加算法による課税方法である FAT によって、金融機関の生産する付加価値に対して課税することを検討する。

2 日本での議論の状況

その前に、金融サービス課税に関するわが国のこれまでの議論をみてみよう。非課税とされている金融サービスについては、専門家からは何らかの方法で課税ベースに取り込むよう古くから提言がなされてきた。課税化に向けて課税方法等について具体的なコンセンサスが得られているわけではないが、消費税率の引上げに伴い税の累積の問題は深刻化していることが予想され、課税ベースに取り込む方法を模索するべきという方向性は一致していると思われる。

しかし、こういった問題意識から生じる議論は国民レベルでは行われていない。国民に広く薄く負担を求める消費税の性質から、本来、税率と課税ベースの議論は極めて重要なものであるが、わが国では税收確保の視点から専ら税率に焦点をあてた議論が行われてきた。課税ベースが広ければ税率が低くすむはずであるが、課税ベースと税率の間のトレード・オフの関係に関する議論は深まることなく現在に至っている。

では、金融サービスが非課税措置されていることについて、サービスの主な提供者である銀行はどのように考えているのであろうか。非課税売上に対応する仕入税額控除の制限により、実質的に銀行は課税されているため、収益力に影響があるはずである。そのため、税制に関して何らかの要望があっても不思議ではないが、一般社団法人全国銀行協会（以下、「全銀協」とする）⁵³が提出する税制に関する要望書の中では、非課税化による仕入税額控除の制限については是正の要望はない。日本医師会が同じく非課税とされている医療サービスについて、ゼロ税率を要求している点とは大きく異なる。これは、仕入税額控除が制限されることによる税負担よりも、非課税措置により他産業と比較し競走上優位になっていることのメリットの方が大きいと考えているからかもしれない。

欧州では、2008年に発生した国際金融危機を契機に金融機関に対する課税の議論が活発化した。危機を招いた金融機関への国民の批判を背景にした、財源確保とリスクテイクの抑制に重きを置いた議論であったかもしれないが、付加価値に対する適切な課税という視点からFATの検討も行われている。日本では金融危機の影響が欧米諸国と比較し限定的であったため、欧州のような議論や具体的な課税の動きがあったわけではない。それでも、全銀協内に設置された金融調査研究会⁵⁴にて、諸外国での課税の動向や法人税改革における実効税率引下げに伴う代替財源確保の文脈の中で、日本での金融機関に対する課税のあり方について金融機関側の意見を述べていることは大いに参考になる。以下でその内容について確認していく。

⁵³ 一般社団法人全国銀行協会は銀行業の健全な発展を通じて日本経済の成長に貢献することを目的に設立された一般社団法人で、国内の銀行の大半が会員となっている。

⁵⁴ 金融調査研究会は、経済・金融・財政等の研究に携わる研究者をメンバーとして、1984年に全銀協内に設置された研究会である。

3 金融機関側による FAT 導入の検討

金融調査研究会では、金融危機に端を発した金融機関に対する課税強化の流れの中、各国の事例等から課税の目的や課題等について研究を行い提言を行っている。具体的な課税方法として①金融安定負担金（FSC）⁵⁵ ②金融取引税（FTT）⁵⁶③金融活動税（FAT）の3つを取り上げ、わが国での導入の可否について検討を行った。3つの課税方法の中で、①及び②については、財源確保や過度なリスクテイクの抑制を直接の目的としており、本稿の目的とする金融機関の生産する付加価値への課税とは議論が離れるため、③の検討内容について確認していく。

FAT は、金融機関の利益及び報酬に対して課税するため金融機関の生産する付加価値への課税に相当する。そのため金融機関の過度なリスクテイクと肥大化を抑制する目的とは別に他産業との課税の公平性を確保するという側面をもつ。金融調査研究会では FAT の性質を認識のうえ、二つの目的の観点から導入の是非について次のように評価している⁵⁷。

a. 過度なリスクテイクと肥大化の抑制策の観点

わが国では、金融機関の過度なリスクテイクが問題視される状況になく、むしろ銀行には企業を支援する立場として、収益性を意識したリスクマネーの供給といった積極的なリスクテイクが求められている。規制面でも、国際合意に基づく規制が段階的に導入されていることや金融システム全体のリスクを金融庁が監督するなどの手当がなされている。こうしたことから過度なリスクテイク抑制という課税目的での FAT 導入はわが国の実情にそぐわない。

また、金融機関の過度なリスクテイクの一因と批判の多かった金融機関の報酬体系についても、欧米等では多額の業績連動報酬が支給されたのに対し、わが国では報酬に占める業績連動部分の割合が比較的小さかった。さらに金融庁等が主要行向けの監督指針等を改正し、過度なリスクテイクを誘発する報酬体系にならないよう配慮することを求めており、報酬面での対応もなされている。

⁵⁵ 金融安定負担金（FSC）は、将来の金融機関の破綻処理に係る財源の確保及び金融機関の過度なリスクテイクの抑制を目的として、金融機関のバランスシートに対して課税するものである。金融危機以降、イギリス、ドイツ、フランス等で導入された。わが国では金融機関の破綻処理に係る費用は、預金保険法にもとづき各金融機関で負担することとされているため財源の確保が求められる環境にないこと、また金融機関の過度なリスクテイクが問題視される状況になく、規制と金融当局の監督による対応がなされているため導入は不要と結論付けている。金融調査研究会（2016）pp. 1-23。

⁵⁶ 金融取引税（FTT）については、わが国ではリスクの高い投機的取引や高頻度取引が直ちに問題視される環境になく、他の国際金融センターが FTT を導入しない状況で、わが国単独で導入した場合、取引が他市場へ流れるおそれがあるため、導入には慎重な検討が必要としている。金融調査研究会（2016）pp. 1-23。

⁵⁷ 以下で金融調査研究会（2016）pp. 20-22 の内容を要約した。

b. 付加価値税の代替課税の観点

金融サービスには、手数料等の対価が明示されているものを除き付加価値税が課されないため、その代替として加算法による付加価値税である FAT を導入すべきとの指摘があるが、この点については慎重に検討すべきである。

世界的にもマージンの形態をとる金融サービスにおいては付加価値の算定が技術的に困難であるため課税されていない。キャッシュフロー課税方式等も理論的には考えられるが、企業・金融機関双方に事務負担等の高いハードルがある。このように控除法による付加価値税の導入が困難であることから、代替として加算法による付加価値税である FAT を導入すべきとの指摘がある。

FAT の課税ベースは、金融機関の利益と報酬の合計額であるが、わが国ではすでに、法人事業税の外形標準課税の付加価値割において「報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃料±単年度損益」の合計額を課税ベースとした課税が行われている。2016 年度税制改正で法人実効税率引下げが行われたが、代替財源確保の一方策として外形標準課税の付加価値割の税率は引き上げられた。FAT に似た課税ベースの外形標準課税の付加価値割の拡大が進んでいる中、加算法による付加価値税をさらに拡大することの是非については慎重な検討が必要である。

加算法による付加価値税は控除法とは異なり、顧客への転嫁が容易でなく、課税ベースの性質から雇用への影響も想定され、経済活動に歪みを生じさせることが懸念される。また、経済活動に歪みを生じさせることなく導入するためには課税対象となる法人の範囲、すでに消費税が課税された取引に係る付加価値にも重複して課税されることの是非、消費税における仕入税額控除との関係など、整理すべき多くの課題がある。

金融調査研究会は FAT の導入について以上のように評価し、導入にあたって解決しなければ問題を具体的に述べている。金融機関側が上述したような問題意識をもっていることを把握することは、今後の制度設計を模索するうえで参考になるであろう。

第 2 節 FAT の課税ベースの算出

第 1 節で確認したように、FAT には、消費税が課税された取引への二重課税の問題や仕入税額控除との関係など整理すべき課題を抱えている。それでも、他の課税方法と比較して付加価値を容易に算定できるという大きな特徴がある。具体的な課税ベースの算出方法として、まずは、田近・古市（2019）で行われた、ゆうちょ銀行を対象としたキャッシュ・フロー法人税による FAT の課税ベースの算出方法を確認する。そして、この方法を主要 5 行へ拡張したうえで試算を行い、算出方法の有用性について検証する。次に、本稿では、FAT の課税ベースの算出にあたって、外形標準課税の付加価値割を用いた課税ベースの算出方法を提案し、同じく主要 5 行での試算を行い有

用性を検証する。最後に、外形標準課税の付加価値割を用いた際の課税ベースの修正について説明し、主要 5 行へ FAT を導入した際の課税ベースと税収について述べる。

1 キャッシュ・フロー法人税による課税ベースの算出

(1) キャッシュ・フロー法人税の課税ベース

投資判断に影響を与えない法人利潤（超過利潤）を付加価値の要素とする FAT では、FAT の課税ベースのうち、超過利潤部分にはキャッシュ・フロー法人税の課税ベースを用いることが想定される。ミード報告（1978）では、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースを表 4-1 のように分類している。各取引の分類については、製品の販売やサービスの提供、固定資産等の売却によるキャッシュの流入から原材料の購入、給与やサービスの支払い、固定資産等の購入によるキャッシュの流出を差し引いたものを実物取引（R ベース）、借入金等によるキャッシュの流入と元利金の支払いによるキャッシュの流出の収支差額を金融取引（F ベース）、増資や配当金の受取によるキャッシュの流入と減資や支払配当によるキャッシュの流出の収支差額を資本取引（S ベース）としている。金融機関については、業務の性質上、R ベースでの取引は少なくなるため、R+F ベースでの課税が必要になると考えられている。

表4-1 キャッシュフロー法人税の課税ベースの分類

	資金流入	資金流出
実物取引（Rベース）	R：製品の販売＋サービスの提供＋実物資産売却収入	$\bar{R}$ ：原材料の仕入れ＋人件費・サービスの支払＋実物資産取得（投資）
金融取引（Fベース）	F：借入 ＋金融資産の減少 ＋受取利子	$\bar{F}$ ：借入金の返済 ＋金融資産の増加 ＋支払利子
資本取引（Sベース）	S：新株発行（増資） ＋他社株の売却 ＋受取配当	$\bar{S}$ ：自社株取得 ＋他社株式の購入 ＋支払配当

ミード報告（1978）p. 231をもとに筆者作成

(2) 田近・古市（2019）の試算

田近・古市（2019）は、このキャッシュ・フロー法人税の考え方をもとに、キャッシュ・フロー計算書の計算項目を基礎に FAT の課税ベースの推計を行っている⁵⁸。具

⁵⁸ ただし、田近・古市（2019）pp. 144-146 にて検証している FAT による税収試算について「キャッシ

体的には、営業活動によるキャッシュ・フローのうち法人税等の支払額以外を R+F 営業活動によるキャッシュ・フロー (R+F 営業 CF)、投資活動によるキャッシュ・フローのうち、有価証券の取得・売却・償還による収支及び金銭の信託の増加・減少による収支以外を R+F 投資活動によるキャッシュ・フロー (R+F 投資 CF)、R+F 財務活動によるキャッシュ・フロー (R+F 財務 CF) に該当するものはキャッシュ・フロー計算書から識別することが困難であるため取り上げないこととしている。試算ではゆうちょ銀行の 2013 年 3 月期から 2018 年 3 月期 FAT の推移を算出しており、表 4-2 はその結果を示したものである。なお、人件費についてはキャッシュベースではなく、発生ベースでの数値となっている。

結果は、6 年分の平均の数値として 1 兆 9,720 億円の課税ベースとなっているが、最も少ない 2013 年の△2,230 億円から最も大きい 2014 年の 4 兆 2,640 億円と大きな差が生じていることがわかる。

表 4-2 ゆうちょ銀行の FAT の推移

(単位：10 億円)

決算期：3月	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	平均
R+FCF 合計	-320	4,163	3,016	837	837	-54	1,871
R+F 営業 CF	-287	4,180	3,048	870	870	4	1,907
R+F 投資 CF	-34	-16	-32	-33	-33	-58	-36
R+F 財務 CF	0	0	-42	0	0	0	0
給料手当	98	100	100	101	101	103	101
FAT1	-223	4,264	3,116	3,687	939	49	1,972

(出所) 田近・古市 (2019) p. 146

(3) 主要 5 行への拡張 (独自試算①)

次に、田近・古市 (2019) の手法を用いて、試算対象行を増加し、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースを用いた算出方法の有用性について検証する。表 4-3 はみずほ、三菱 UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな銀行の 2020 年から 2022 年までの 3 年分の財務諸表を基に試算した結果である⁵⁹。5 行合計の FAT は、2020 年 14 兆 9,260 億円、2021 年 76 兆 5,950 億円、2022 年 11 兆 5,360 億円、3 年平均 34 兆 3,520 億円となった。ゆうちょ銀行で得られた結果と同様に年度ごとに大きな変動があったことが

キャッシュ・フロー計算書を使ってどこまで FAT1 を捕捉することができるかについては課題が残る。」とし、極めて限定的な試算であると述べている。

⁵⁹ 各銀行ともキャッシュ・フロー計算書については連結ベースでの開示となっているため、超過利潤の算定にあたって連結会社の分だけ過大に算定されると思われるが、連結会社の影響はそれほど大きいものではないと考えられる。なお、人件費については各金融機関の損益計算書より単体かつ発生ベースの数値となっている。

わかる。また、表 3-11 で IMF（2010）にて、金融機関全体の潜在的な課税ベースを GDP 比 6.8%（ただし、資本財購入分が控除されていないため実際はこの数値より低くなる）と推計しているが、この数値と比較しても極めて過大な結果と解釈される。

表4-3 メガバンク等のFATの推移（キャッシュ・フロー法人税ベース）

（単位：10億円）

	2020年					2021年				
	超過利潤（R+CF）			人件費	FAT	超過利潤（R+CF）			人件費	FAT
	R+営業CF	R+投資CF	小計			R+営業CF	R+投資CF	小計		
みずほ	1,216	-283	933	324	1,257	16,139	-164	15,975	317	16,292
三菱UFJ	6,614	-810	5,804	385	6,189	33,377	-206	33,171	380	33,551
三井住友	5,781	-140	5,641	320	5,961	18,002	-158	17,844	327	18,171
りそな	919	-9	910	88	998	5,194	-9	5,185	89	5,274
埼玉りそな	489	0	489	32	521	3,276	-1	3,275	32	3,307
合計	15,019	-1,242	13,777	1,149	14,926	75,988	-538	75,450	1,145	76,595
	2022年					平均				
	超過利潤（R+CF）			人件費	FAT	超過利潤（R+CF）			人件費	FAT
	R+営業CF	R+投資CF	小計			R+営業CF	R+投資CF	小計		
みずほ	5,032	-81	4,951	302	5,253	7,462	-176	7,286	314	7,601
三菱UFJ	2,286	-899	1,387	363	1,750	14,092	-638	13,454	376	13,830
三井住友	1,301	-181	1,120	345	1,465	8,361	-160	8,202	331	8,532
りそな	2,246	-11	2,235	88	2,323	2,786	-10	2,777	88	2,865
埼玉りそな	715	-2	713	32	745	1,493	-1	1,492	32	1,524
合計	11,580	-1,174	10,406	1,130	11,536	34,196	-985	33,211	1,141	34,352

（出所）全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」及び各金融機関の決算短信より筆者作成。

2 外形標準課税による FAT の課税ベースの算出

（1）外形標準課税の付加価値割

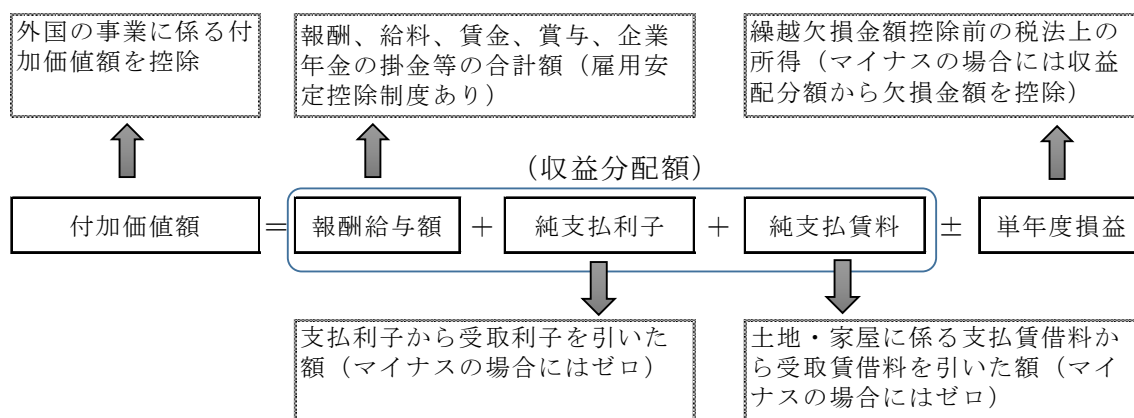
一般に、キャッシュ・フロー法人税の課税ベースを用いることが想定される FAT ではあるが、検証結果からわかるように、「キャッシュ・フロー計算書」を計算基礎に得られる数値については疑問が残る結果となった。そこで、わが国の外形標準課税の付加価値割⁶⁰にて既に導入されている加法型の付加価値税を参考に、課税ベースを算出

⁶⁰ 法人事業税については、平成 15 年度の税制改正にて、資本金の額 1 億円超の法人を対象として外形基準（付加価値額及び資本金等の額）による課税を 4 分の 1 とする外形標準課税が導入された。導入の背景には税収の確保もあったと思われるが、企業が都道府県から受ける行政サービスについて、受益の程度に応じた負担をすべきという応益課税としての税の性格を明確にするという趣旨もあった。

する方法を検討する。

外形標準課税の付加価値割の課税ベースは、各事業年度の報酬額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（これを「収益分配額」という。）と各事業年度の単年度損益との合計額とされており（地方税法 72 条の 14、図 4-1 参照）、純支払利子と純支払賃借料を除くと FAT に近い課税ベースであることがわかる。

図 4-1 外形標準課税の付加価値割の課税ベース



（出所）石橋（2022）p. 271をもとに筆者作成

（2）外形標準課税の付加価値割を用いた FAT の課税ベース（「付加価値割課税ベース」）の算出（独自試算②）

外形標準課税の付加価値割の単年度損益は税務上の減価償却制度が適用された課税所得としていることから、設備投資全額を控除できる FAT とは異なるが、外形標準課税の付加価値割の課税ベースにおいて設備投資全額の控除を認めることで、より FAT に近い課税ベースに転換することができる。表 4-4 は表 4-3 の金融機関 5 行（単体ベース）の「経常利益＋人件費－有形・無形固定資産の増加分」を表したものである⁶¹。前年からの有形・固定資産の増加分は、新規の設備投資額から減価償却費を控除した数値に対応していると考えられるため、経常利益と人件費の合計から有形・固定資産の増加分を控除することで、設備投資全額を控除したキャッシュ・フロー法人税の課税ベースに近い課税ベース（以下、「付加価値割課税ベース」と表記する。）になる。なお、単年度損益は課税所得の数値を想定しているが、表 4-4 では課税所得が不明なため経常利益で代用した。

「付加価値割課税ベース」の 5 行合計の推計結果は、2020 年 2 兆 5,870 億円、2021

そして、法人税減税という潮流の中で、代替財源確保の観点から平成 27 年度及び平成 28 年度税制改正において外形標準課税は拡大されている。

⁶¹ 國枝（2016）pp. 39-42 の課税ベースの推計方法を参考にした。

年2兆1,770億円、2022年2兆8,230億円、3年平均2兆5,290億円となり、キャッシュ・フロー計算書ベースの推計とは大きく異なる結果となった。「付加価値割課税ベース」で得られた試算結果と大きく異なる結果になったキャッシュ・フロー法人税による課税ベースについては、計算対象に含めるべき項目の精査が必要であり、先行研究で提示された方法をそのままの形で採用することは困難であろう。その点、「付加価値割課税ベース」は、簡易的な方法ではあるものの設備投資全額の控除を認めた方法であり、課税ベースの算出にあたって追加的な事務負担が少ない点も優れている。

表4-4 メガバンク等のFATの推移（「付加価値割課税ベース」）

（単位：10億円）

	2020年				2021年			
	経常利益	人件費	有形・無形 固定資産の 純増分	合計	経常利益	人件費	有形・無形 固定資産の 純増分	合計
みずほ	431	324	117	638	278	317	41	554
三菱UFJ	459	385	2	842	202	380	-13	595
三井住友	484	320	-9	813	436	327	10	753
りそな	147	88	11	224	115	89	2	202
埼玉 りそな	36	32	-2	70	39	32	-2	73
合計	1,557	1,149	119	2,587	1,070	1,145	38	2,177
	2022年				平均			
	経常利益	人件費	有形・無形 固定資産の 純増分	合計	経常利益	人件費	有形・無形 固定資産の 純増分	合計
みずほ	211	302	-47	560	307	314	37	584
三菱UFJ	407	363	-156	926	356	376	-56	788
三井住友	746	345	-23	1,114	555	331	-7	893
りそな	83	88	0	171	115	88	4	199
埼玉 りそな	20	32	0	52	32	32	-1	65
合計	1,467	1,130	-226	2,823	1,365	1,141	-23	2,529

（出所）全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」及び各金融機関の決算短信より筆者作成。

3 「付加価値割課税ベース」の調整

(1) 国内取引に係る調整

金融サービス課税化へ向けて、金融機関の生産する付加価値が明らかになったが、

現行消費税制度のもとで、「付加価値割課税ベース」をこのままの形で用いることには問題がある。近年ではメガバンクを中心に海外での業務比率も高まっているが、「付加価値割課税ベース」には消費税法の課税対象とならない国外での取引による利潤も含まれている。外形標準課税の付加価値割においても、受益の負担に応じた課税の応益原則のもと、外国の事業に帰属する付加価値額は課税ベースから控除されており、FATの課税ベースの算出にあたっても同様に控除する必要がある

表 4-5 は都市銀行 5 行の国内業務部門と国際業務部門の業務粗利益の内訳を示したものであるが、国際業務部門の占める割合は約 41.5%となっている。金融サービス課税を非課税措置に対する代替税と位置付けるのであれば、消費税法で課税の要件となっている国内取引分を課税対象とすべきであり、国外取引分の付加価値は控除する必要がある。

表 4-5 業務粗利益の内訳

(単位：10億円)

メ ガ バ ン ク 等 5 行 合 計 (単 体)			
2021年4月～2022年3月	国内業務部門	国際業務部門	合計
業務粗利益	28,348	20,086	48,434
資金利益	19,362	13,412	32,774
役務取引等利益	8,275	5,267	13,542
特定取引利益	138	-294	-156
その他業務利益	573	1,700	2,273

(注) 業 務 粗 利 益＝資金利益＋役務取引等利益＋特定取引利益＋その他業務利益

資 金 利 益＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

役務取引等利益＝役務取引等収益－役務取引等費用

特定取引利益＝特定取引収益－特定取引費用

その他業務利益＝その他業務収益－その他業務費用

(出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」をもとに筆者作成。

(2) 二重課税に係る調整

金融機関の業務は多岐にわたっており、金融サービスだけでなく、送金手数料や ATM 手数料、投資信託等の販売手数料など課税対象となる業務も多い。これらのサービスは現行消費税制度で既に付加価値に対する課税が行われているため、FAT で課税した場合には、金融調査研究会において指摘されているように、二重課税という問題が生じる。そのため、課税取引部分を除いたものが FAT の課税ベースとなる。

(3) 「付加価値割課税ベース」調整後の課税ベースと税収（独自試算③）

表 4-6 は国内取引と二重課税分を控除した FAT の課税ベースの推計値とその税収で

ある（税率は10%）。業務粗利益（国内＋国外）のうち国内業務部門の業務粗利益から役務取引等利益を除いた割合をFATの課税対象とした。なお、メガバンク等5行の個別の国内業務部門と国外業務部門の業務粗利益が不明なためメガバンク等5行合計で推計したものである。上記の仮定のもとでの試算であるが、2019年3月期から2022年3月期までの3期平均で5行のFATの課税ベースは1兆220億円、税率10%で税収は1,020億円程度になる。

表4-6 メガバンク等のFATの推移（付加価値割課税ベース調整後）と税収

（単位：10億円）

	A:調整前FAT （「付加価値割 課税ベース」）	B:業務粗利 益（国内＋ 国外）	C:業務粗利 益（国内）	D:役務取引 等利益	調整後FAT:A× {(C-D)/B}	税収
2020年3月期	2,587	4,733	2,849	801	1,119	112
2021年3月期	2,177	4,831	2,536	814	776	78
2022年3月期	2,823	4,843	2,835	828	1,170	117
3期平均	2,529	4,802	2,740	814	1,022	102

（出所）全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」より筆者作成。

第3節 税の累積への対応

以上のように、簡易的な方法に基づく概算数値であり対象行も一部ではあるものの、FATで課税した場合の課税ベースとその税収を示した。しかし、事業者向け金融サービスにおける税の累積の問題は残されたままであり、VATの非課税規定により生じる税の累積に加え、FATには仕入税額控除がないため、FATを導入した分だけ税の累積は悪化することになる。

まず、VATにかかる税の累積を緩和する有効な方法として、金融機関に対して仕入税額控除を認めるゼロ税率がある。ゼロ税率は、現行消費税制度の枠内で行われる方法であり、本稿で提案したFATによる付加価値への課税が行われるのであれば、税の累積への対処方法として最も現実的な方法であろう。ニュージーランドでも採用されているため実際の運用は参考になるものと思われる。なお、ゼロ税率を消費者向け金融サービスにまで適用した場合には、金融機関の前段階までのVATがゼロになり、税収がFATのみになるため、対象は事業者向け金融サービスに留めるべきであろう。

また、FATにかかる税の累積を緩和する別の方法として、Keen, Krellove and Norregaard (2010) は、仕入税額控除を適用するために金融サービスの仕入を特定す

ることよりも、FAT の税率を VAT の税率より低く抑えることで税の累積を緩和する方法が望ましいとしている。一つの方法ではあるが、FAT を VAT における非課税措置の代替税と考えるのであれば、同一税率とすることが望ましいものと思われ、ゼロ税率による仕入税額控除を認めたうえで、FAT に低税率を適用することは税収への影響も大きくなるであろう。FAT に係る仕入控除税額を追加的な事務負担が少なく特定できるのであればそれが望ましいが、現実的には困難であろう。

VAT において税の累積がどの程度生じているか、情報の制約もあるため実証的な検証は行えないものの、FAT による付加価値課税と事業者向け金融サービスに対するゼロ税率の導入は、金融機関への適正な付加価値課税と税の累積の緩和を図れる一つの課税案と考える。

最後に、FAT の課税ベースの性質から雇用への影響や課税の対象とする範囲の観点から慎重な検討が必要との意見もあるが、付加価値に対する課税の適正化を図るものであるため特段の配慮は不要なものとする。雇用への影響から、法人事業税における外形標準課税の付加価値割で実施されている一定の条件のもとでの雇用安定控除のような考え方を FAT に採用することも可能なものと思われるが、課税ベースの縮小を招き、課税の公平性の観点からも金融機関に対する優遇措置と考えられそのような対応は避けるべきであろう。

おわりに

消費税法における非課税規定の一つである金融サービスは、利子に含まれる付加価値を特定・抽出することが技術的に困難であるため非課税とされている。この非課税措置により税の累積や過小課税といった弊害が生じるため、これまでこれらの問題を解決すべく多くの議論がなされ課税案が提案されてきた。しかし、残念ながら、金融サービス課税に対する明確な結論は得られておらず、わが国をはじめ多くの国で非課税措置が継続されており、非課税措置の維持もやむを得ないといった主張もある。

本稿では、このような現状を認識しつつ、これまで提案されてきた課税案の特徴や仕組み、各国の対応状況を参考に金融サービスの課税化を模索した。この立場の背景には、消費税率の引上げにより非課税措置の影響が大きくなっていることや基幹税として重要性を増す消費税において、税率だけではなく、課税ベースに焦点を当てた議論を深めるべきという考えがある。そこで、いくつかの問題点を内包する課税案であるものの、本稿では、金融サービス課税案として FAT を取り上げた。

FAT は、利子に含まれる付加価値を特定することなく、その構成要素を積み上げていくことで算定する加法型の課税方法である。具体的には企業利潤（超過利潤）と人件費を課税ベースにしている。IMF（2010）では課税ベースの算定にあたってキャッシュ・フロー法人税の課税ベースを想定しているが、キャッシュ・フロー計算書を利用した課税ベースの推計に限界があることから、本稿では、法人事業税における外形標準課税の付加価値割の課税ベースを設備投資の即時償却を認める課税ベースに転換する修正を加えて代用した。簡易的な方法であるが、この算定方法で金融機関 5 行を対象に 2020 年 3 月期から 2022 年 3 月期までの 3 期分の財務諸表により FAT の推計を行った。一定の条件のもと概算の数値ではあるが、金融機関の負担すべき付加価値を明らかにした。また、この方法、加法型の付加価値として算定される外形標準課税の付加価値割の課税ベースを利用することで、執行上の追加的な事務負担も最低限に抑えられるメリットがある。

ただし、現行の VAT と並立する形で FAT を導入することで、従来の非課税措置による税の累積に加えて、FAT による税の累積も生じることになる。FAT による適切な付加価値税がなされれば、事業者向け金融サービスに係る税の累積についてはゼロ税率の導入により緩和することが有力な方法であろう。ただし、消費者向け金融サービスについては税収を考慮すると非課税措置の維持が妥当と考える。

FAT による税の累積については、次段階の取引にて税額控除できる仕組みを構築できるのであれば望ましいが、事業者ごとに FAT に係る仕入控除税額を特定する負担は少ないと思われる。これに関して FAT の税率を VAT の税率より低くすることで累積を緩和するような提案もあるが、付加価値に対する適切な課税の観点からは VAT と同税率が

望ましいと考える。

以上が金融サービス課税の制度の方向性である。ただし、情報の制約上、非課税措置により金融機関が控除できない仕入税額がどの程度発生しているのか定かではなく、特に税の累積の問題については、実際の情報を基に議論を深めていくべきであろう。

既に消費税率は二桁の10%になったが、財源確保の視点から更なる消費税率引き上げの議論が具体化する可能性も低くない。確かに税率に関する議論も重要ではあるが、消費税の導入趣旨をふまえ、課税ベースの範囲を決める重要な要素である非課税規定についても議論を深め、わが国の消費税制度のあり方を検討することが肝要であろう。

補論 金融サービス課税の各国の状況

本稿では、課税の技術的困難さから多くの国で非課税とされている金融サービスについて、FAT による課税化と税の累積に対する手当としてゼロ税率の導入を提案した。実際には、付加価値税を採用する多くの国で金融サービスについて非課税措置が継続されているが、課税化に向けた議論や具体的な動きがなかったわけではない。

欧州では、金融サービスは非課税とされているが、これまでに課税化に向けた活発な議論や具体的な検証が行われてきた。ニュージーランドやオーストラリアでは非課税措置がもたらす税の累積や自己供給バイアスの問題に対し、ゼロ税率や部分的な仕入税額控除により緩和が図られている。また、イスラエルでは付加価値の要素である賃金と利潤を課税ベースとすることで、金融機関に対して補償的な課税を行っている。こうした地域や国での取組みを紹介し、金融サービス課税化に向けた議論を補足する。

1 EU の取組み⁶²

(1) EU の付加価値税 (VAT) 概要

欧州の統合は経済分野を中心に進められてきたが、EU の経済統合において税制の調和は大きな課題であった。加盟国による税制の相違は財、サービス、資本等の自由な移動の障壁になる懸念があるものの、課税権は国家の主権にかかわる問題であることから、EU は税制に関して閣僚理事会での全会一致制を採用している。そのため、税制の調和は他の分野と比べて統合が遅れている。

EU で採用している付加価値税 (VAT) をみると、EU 指令 (directive)⁶³で共通の付加価値税制を定め、その導入が EU 加盟の条件となっていることから、他の税制よりは比較的調和は進んでいるといえる。1977 年 5 月に公布された第 6 次指令 (77/388/EEC) は課税標準の統一を目的として交付されたもので、これにより現在の EU 型 VAT の枠組みが定められた。1992 年には第 6 次指令修正指令 (92/77/EEC) により、標準税率を 15% 以上、軽減税率を 2 本までとするなど税率において接近がみられた。2006 年 12 月に公布された指令 (2006/112/EC、以下「現行指令」) は、第 6 次指令とその後の修正指令等を整理したものであり、現行指令における非課税適用品目は表 5-1 のようになっている。このように EU は VAT の調和に向けた取組みを進めているものの、加盟国により税率・軽減税率対象品目・非課税適用品目等異なる部分も多く (表 5-2)、各加盟国が独自の VAT を実施していると捉えるのが適当である。

⁶² 本項の内容は、鎌倉 (2018) を参考にした。

⁶³ EU 指令は欧州委員会から加盟国への指令であり、加盟国はこれを批准する必要がある。指令の効力は、各国が国内法を整備した段階で生じ、国内法整備の方法や形式は各国に委ねられている。

表5-1 EUの現行指令における非課税適用品目

(1) 公益活動（郵便、医療、福祉など）
(2) その他
(a) 保険及び再保険取引（保険ブローカー及び保険エージェントが行う関連サービスを含む）
(b) 信用の供与（c）信用保証（d）預金及び当座預金・支払・振替・借入れ・小切手等の取引
(e) 法定通貨の取引（f）株式、会社又は組合の持分、社債及びその他の証券の取引
(g) 加盟国が定義する特別投資ファンドの運用（h）郵便切手・印紙等の供給
(i) 各加盟国の規制内での賭け事、富くじその他のギャンブル
(j) 建物又はその一部分及びその建築地の供給（k）未建築地の供給
(l) 不動産のリース又は賃貸（加盟国が定義するホテルやキャンプ場等の宿泊設備の提供、駐車場の賃貸、恒久的に設置された機械装置の賃貸、貸金庫の賃貸を除く）

なお、(b)から(g)の金融取引、建物又はその一部分及びその建築地の供給、未建築地の供給、不動産のリース又は賃貸については、課税選択権を与えることができる。

（出所）鎌倉（2018）p. 23をもとに筆者作成。

表5-2 EU及び加盟国（一部）のVAT概要

	EC指令	フランス	ドイツ	スウェーデン
施行	1977年	1968年	1968年	1969年
非課税	土地の譲渡（建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、 金融・保険 、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡（新築建物の建築用地を除く）・賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、 金融・保険 、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、 金融・保険 、医療、教育、郵便、福祉等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、 金融・保険 、医療、教育、郵便、福祉等
標準税率	15%以上	20%	19%	25%
ゼロ税率	ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は、否定する考え方を採っている	なし	なし	なし
輸出免税	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
軽減税率	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス、スポーツ観戦、映画等 5%以上 (2段階まで設定可能)	旅客輸送、宿泊施設の利用、外食サービス等 10% 食料品、水道水、書籍、スポーツ観戦、映画等 5.5% 新聞、雑誌、医薬品等 2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、宿泊施設の利用、スポーツ観戦、映画等 7%	食料品、宿泊施設の利用、外食サービス等 12% 新聞、雑誌、書籍、旅客輸送、スポーツ観戦等 6%

（出所）財務省HP「消費税に関する基本的な資料 諸外国における付加価値税の概要」をもとに筆者作成。

(2) EU での金融サービス課税

EU では現在の EU 型 VAT の枠組みが定められた第 6 次指令により金融サービスは非課税とされ、現行指令においても継続されている。非課税措置の理由については、主に課

税技術上の問題とされており、インボイス方式を採用している EU で、マージンの形態をとる金融サービスにおいて、課税対象となる部分を確認・評価し、取引ごとに VAT を課すことの困難さがあげられている。ただし、第 6 次指令立案時点から金融サービスの非課税化は税の累積が生じ、課税の中立性が損なわれる懸念を有していたため、加盟国に課税の選択権を保証している。

1990 年代半ばには、欧州委員会で金融サービス課税化に向けた具体的な検討が進められ、第 3 章で説明した課税案である TCA を欧州の大手 10 社の金融機関を対象に試験的に導入した。VAT にも整合した方法であり正確な課税と仕入税額控除が可能であることが確認される一方、金融機関にかかる人的コストやシステム費用が大きいとの指摘があった。結果として、実施するには複雑であり、行政・事業者へ過大な負担がかかるため採用には至らなかった。

以降は欧州委員会でも現行制度の大幅な変更に伴う複雑さはマイナスであり、混乱を招くとの理由で課税化に向けて消極的な意見が多くなり、この問題の議論は停滞した。しかし、2008 年に生じた国際金融危機を契機に金融機関に対する税制の活用が検討されるようになった。金融機関への課税の背景には、過度なリスクテイクにより金融危機を引き起こし、公的資金が注入された金融機関に対し、財源確保の観点から相応の負担（課税強化）が必須との国民感情がある。また、金融危機の再発を防止するためには、金融危機の大きな要因と考えられた高いレバレッジによる過度なリスクテイクを抑制するような税制に改革する必要があると考えられた。

欧州委員会では、財源確保と過度なリスクテイクの抑制の観点から、具体的な課税方法の検討を行った。一つはトービン税⁶⁴の一種であり、リスクの高い投機的取引及び高頻度取引の抑制を目的に幅広い金融取引に対して課税する金融取引税（Financial Transfer Tax, FTT）で、もう一つは第 3 章において説明した付加価値税の一種である VAT である。欧州委員会では、VAT は他産業と比較して税制上優遇されている金融機関への課税に取り組むものであり、付加価値に対する課税につき、比較的経済への影響が少ないものとして FTT と比較し望ましいとの立場であった。しかし、VAT には投機的取引を直接抑制する機能がないことや想定される税収において大きな差があった⁶⁵ことなどから、結果として欧州委員会は FTT を選択することとなった。金融危機に端を発した金融機関への課税強化の流れの中で、VAT は採用されるには至らなかったが、付加価値に対する課税方法として議論が進行した点は前向きに捉えることができる。

⁶⁴ 経済学者ジェームズ・トービンが 1972 年に提唱した税制度で、為替取引へ低率の税を課すことで短期的・投機的な取引を抑制するもの。

⁶⁵ VAT では 93～303 億ユーロの税収に対して、FTT では 164～4,340 億ユーロの税収（European Commission, 2011b, 2011c）。

2 ニュージーランドの取組み⁶⁶

(1) ニュージーランドの付加価値税 (GST) 概要

ニュージーランドでは 1986 年に付加価値税 GST (Goods and Services Tax, GST) が導入された。不完全な形ながら 1954 年にフランスではじめて付加価値税が導入されたことを考えると、その歴史は比較的浅いといえる。GST 導入前は卸売売上税を採用しており、広い免税範囲や税率構造の複雑さ等が問題視されていた。その点 GST の特徴としては、単一税率と非課税適用品目 (表 5-3) を最小限に抑え広い課税ベースを確保している点があげられ、経済に対して中立的な付加価値税として、世界的にも高い評価を受けている。2010 年、2011 年に公表されたマリーズ・レビュー⁶⁷においては複数税率構造と広い非課税適用品目を有する EU 型付加価値税を「老化し、機能不全に陥った古い租税」(伝統的 VAT) と評したのに対し、GST はその対極にある現代的 VAT として高く評価されている⁶⁸。より具体的にはニュージーランドでは欧米各国で設定されている軽減税率はなく、医療・福祉・教育サービス、政府サービスといった公的部門も課税対象となっており、非課税範囲は極めて限定的となっている。

表5-3 ニュージーランドの付加価値税GST概要

導入	標準税率	非課税	ゼロ税率	輸出免税	軽減税率
1986年	15%	住居の賃料、金融 (最終消費者向け 等)	金融(対事業者向 け)、土地取引 (対事業者向け) 等	輸出及び輸出類似 取引	—

(出所) 鎌倉 (2018) p. 11をもとに筆者作成。

(2) GST のパフォーマンス

VAT の課税ベースの広さを示す指標に VAT 税率比率 (VAT Revenue Ratio, VRR) があるが、GST のパフォーマンスの高さはこの点からも確認できる。VRR は「理想的な課税ベース (国民経済計算上の最終消費支出と近似) が標準税率で課税された場合に得られるべき税収に対する実際の VAT の税収」であり、以下の式で表される。1 に近いほど効率性の高い税の徴収が行われていることを意味し、OECD が公表する VRR では 2018 年におけるニュージーランドの値は 0.99 で、OECD 諸国でトップに位置する⁶⁹。

⁶⁶ 本項の内容は、鎌倉 (2018) を参考にした。

⁶⁷ ノーベル経済学者ジェームズ・マリーズ卿を座長とする欧米各国の著名研究者らによって作成された税制改革の報告書。1978 年に所得課税から消費課税への転換を提言したミード報告 (ノーベル経済学者ジェームズ・ミードらによる税制改革の報告書) の後継報告と位置付けられている。

⁶⁸ 渡辺 (2011) pp.104-111。

⁶⁹ OECD (2020) *Consumption Tax Trends 2020*, OECD

$$VRR = \frac{\text{実際の VAT の税込}}{\text{理想的な課税ベース} \times \text{標準税率}}$$

VRR に影響を与える要因は主に 4 点あげられる。第 1 に非課税項目の範囲であるが、EU とニュージーランドで確認したように非課税項目の範囲は国により異なる。本稿で取り上げている金融サービスを含め非課税品目の範囲をどのように定めるかで VAT の課税ベースの広さは変化する。第 2 にゼロ税率を含めた軽減税率の導入をしているかどうかあげられ、導入が一般的な EU に対し、ニュージーランドでは単一税率であり課税ベースは広がる。第 3 に免税点の設定があげられる。課税事業者となる一定の売上高が各国で設定されており、この数値が低ければ課税ベースは広がる。ただし、これは零細事業者まで課税を拡大することを意味するため、免税点を下げれば税務管理コストはその分高むことになる。最後は実際の税込がいくら確保できたかである。これは制度上課税ベースが広く設定されていた場合でも、容易に脱税できる場合には、実質的な課税ベースはその分狭くなることを意味する。

VRR は VAT のパフォーマンスを示す指標であるが、いくつか留意すべき点もある。まず、VAT の税込に非居住者による国内消費が統計上反映されてしまう点で注意が必要である。これは本来輸出免税にあたり、非居住者が支払った税込は控除する必要があるが、VRR ではそのような修正はされておらず、国際的な経済活動に対しての補正がなされていない。次に理想的な課税ベースとして、国民経済計算上の最終消費支出を用いるが、VAT の概念と完全には一致しない点がある。具体的には、国民経済計算上では持ち家の帰属家賃が消費に含まれるのに対し、VAT ではこれは課税ベースに含まれないことがあげられる。最後に事業者向け金融サービスの非課税化によって生じる税の累積の結果、税込が増えることになるため VRR の数値が高くなることである。これは経済全体の厚生を考えたときには、必ずしも望ましいものではない⁷⁰。

(3) ニュージーランドでの金融サービス課税

ニュージーランドでは 2005 年より登録事業間の事業者向け金融サービスについてはゼロ税率が適用されている。ゼロ税率適用の条件は、金融サービスを提供される側の課税売上割合が 75%を超えていることで、サービス提供側の金融機関に対して確認義務が課せられている。また、ゼロ税率が適用されない場合には非課税となる。このことから多くの場合には事業者向け金融サービスはゼロ税率、消費者向け金融サービスは非課税となっている。また、金融機関同士の金融サービスは通常非課税となるが、サービスの次段階で、登録事業者向けにゼロ税率で金融サービスの提供を行う金融機関への金融サ

⁷⁰ 鈴木 (2016) pp. 1-2 を参考にした。

ービスの提供は一定の割合で税額控除が認められる⁷¹。

こういった仕組みにより金融サービスを GST 制度に組み入れ、金融機関の仕入税額控除を可能にすることで、事業者向け金融サービスの非課税化により生じる税の累積の問題は緩和された。一方で、Zee（2006）によれば、ゼロ税率の適用条件を遵守するためのコンプライアンスコストが高いことやゼロ税率の非適用企業において税の累積が残ること等が指摘されている。また、税の累積はある程度解消されるかもしれないが、税収への影響も少なからずあると思われる。

3 オーストラリアの取組み⁷²

(1) オーストラリアの付加価値税（GST）概要

オーストラリアでは 2000 年に付加価値税 GST が導入された。それまで卸売売上税を採用していたが、税率構造が複雑であり、サービスが課税対象から除かれるなどの問題を抱えており、課税ベースの広い消費課税導入の議論が行われていた。卸売売上税の歪みを是正すべく、抜本的税制改革の一環で GST が導入されることが決まり、標準税率は単一税率の 10%となった。複雑な税率構造が解消される一方、GST 導入にあたる政治的交渉の過程で食料品にゼロ税率が適用されるなど、GST の課税ベースは狭められ VRR は OECD 平均より低く低調な数値になっている。表 5-4 は GST の概要を示したものであるが、医療、教育等にもゼロ税率が適用されている点や金融サービスにて部分的な仕入税額控除を認めている点も特徴的である。

表5-4 オーストラリアの付加価値税GST概要

導入	標準税率	非課税	ゼロ税率	輸出免税	軽減税率
2000年	10%	住居の販売（新築と商業用施設を除く）、個人用住居の賃貸、金融等	食料品、水道水、医療、教育、保育、障害者用の乗用車等	輸出及び輸出類似取引	—

（出所）鎌倉（2018）p. 11をもとに筆者作成。

(2) オーストラリアでの金融サービス課税

非課税措置のもたらす弊害に自己供給バイアスが生じる点があるが、オーストラリアではこれを防止することを目的に、金融サービスにかかる仕入等に対して 75%の仕入税額控除（Reduced Input Tax Credit, RITC）を認めている。

⁷¹ 渡辺（2012）pp. 224-225。

⁷² 本項の内容は、鎌倉（2018）を参考にした。

この点を数値例を用いて説明すると以下のようになる⁷³。金融機関が外注先に 100 豪ドル（税抜）を要するサービスを委託することとし、税率は 10%とする。このとき、100 豪ドルのうち 25 豪ドルを外注先の中間投入とし、75 豪ドルを利潤・人件費等（付加価値）と仮定する。外注した場合には、100 豪ドルと仕入税額 10 豪ドル（100 豪ドル×10%）の合計 110 豪ドルを必要とするが、非課税化されていた場合には 10 豪ドルの仕入税額控除ができない。一方、自己供給した場合の合計は、中間投入 25 豪ドルとその仕入税額 2.5 豪ドル、利潤・人件費等 75 豪ドルの合計 102.5 豪ドルとなる。ここで、金融機関に 75%の仕入税額控除（10 豪ドル×75%=7.5 豪ドル）を認めることで、自己供給の場合と外注の場合とでコストは変わらなくなり、自己供給バイアスは解消されることになる。RITC の 75%という数値を 100%にすれば、ゼロ税率適用と同じ結果になるが、RITC の適用はゼロ税率適用の場合と比較して減収規模が緩和されることになるため税収との兼ね合いで検討に値する方法である。

4 イスラエルの取組み

(1) イスラエルの付加価値税 VAT の概要

イスラエルでは 1976 年に付加価値税 VAT が導入された。その仕組みは EU 型の VAT に類似しており、標準税率は単一税率の 17%であり、観光サービスや青果物にゼロ税率が適用されている（表 5-5）。金融サービスについては多くの国と同様に課税の技術的困難さから非課税とされているが、補償税として金融機関に対して貸金税と利潤税を課している点が特徴的である。

表5-5 イスラエルの付加価値税VATの概要

導入	標準税率	非課税	ゼロ税率	輸出免税	軽減税率
1976年	17%	特定の不動産の販売・賃貸、貴金属、 金融等	観光サービス、青果物の販売	輸出及び輸出類似取引	—

（出所）筆者作成。

(2) イスラエルでの金融サービス課税

イスラエルでは金融サービスを非課税としているが、金融機関に対して 17%の貸金税と利潤税を課している。これは、金融サービスへの課税が技術的に困難であるため、加算法で算定された付加価値を課税ベースとして貸金利潤税を課し、VAT を補完

⁷³ 以下の説明は Zee（2006）や鈴木（2009）を参考にした。

しようとしたものである⁷⁴。産業間の公平さを重視した措置と言えるが、金融サービスは非課税のままであるため、金融機関は仕入れに係る税額を控除できず過大課税となっている。また、貸金利潤税を課すことで、VAT での事業者向け金融サービス非課税化がもたらす税の累積の問題をさらに悪化させている可能性もある。

⁷⁴ 同様の方法としてフランスでは金融機関に対して貸金税が課せられている。

参考文献等一覧

【参考文献】

(和文文献)

- 伊川正樹 (2015) 「消費税法における『資産の譲渡等』の意義—所得税法における「資産の譲渡等」との比較—」『税法学』573号、pp. 19-37。
- 石橋茂 (2022) 『図解 地方税 令和4年版』大蔵財務協会。
- 市澤正昌 (2013) 「金融機関に対する付加価値税の検討」租税資料館第22回入賞作品。
- 上田正勝 (2021) 「所得税法における『対価』の意義について」『税大論叢』102号、pp. 85-142。
- 奥谷健 (2013) 「消費税における『対価性』」『租税理論研究叢書第23号 税制改革と消費税』日本租税理論学会編、法律文化社、pp. 50-64。
- 金子宏 (1995) 「総論—消費税制度の基本的問題点—」『日税研論集』第30号、日本税務研究センター、pp. 1-28。
- 金子宏 (2021) 『租税法 (第24版)』弘文堂。
- 鎌倉治子 (2018) 『諸外国の付加価値税 (2018年度版)』国立国会図書館調査及び立法考査局編、国立国会図書館。
- 菊谷正人 (2006) 「消費税法における問題点」『経営志林』第43巻1号、pp. 39-55。
- 金融調査研究会 (2016) 「金融セクターに対する課税のあり方」『金融セクターに対する課税のあり方』平成27年度金融調査研究会、一般社団法人全国銀行協会、pp. 1-23。
- 日下文男 (2013) 『金融取引をめぐる所得課税と消費課税』税務経理協会。
- 國枝繁樹 (2008) 「金融サービスに対する消費課税のあり方について」『金融所得課税の基本問題』証券税制研究会編、財団法人日本証券経済研究所、pp. 28-55。
- 國枝繁樹 (2012) 「金融危機後の金融関連税制」『証券税制改革の論点』証券税制研究会編、公益財団法人日本証券経済研究所、pp. 1-31。
- 國枝繁樹 (2016) 「金融危機後の金融関連税制：アップデート」『金融セクターに対する課税のあり方』平成27年度金融調査研究会、一般社団法人全国銀行協会、pp. 25-58。
- 佐藤英明 (2009) 「消費税法における『事業』の意義」『税研』148号、日本税務研究センター、pp. 169-171。
- 篠原克岳 (2016) 「金融取引に係る消費税の取扱いについて」『税大論叢』86号、pp. 307-384。
- 鈴木将覚 (2009) 「VATにおける金融サービス課税—非課税化の問題とその対応策—」『みずほ総研論集』2009年Ⅱ号、pp. 37-60。

- 鈴木将覚 (2010)「ボーダーコントロールのない VAT—仕向地主義課税をいかに実現するか—」『みずほ総研論集』2010 年IV号、pp. 101-127。
- 鈴木将覚 (2014)「消費税の設計シリーズ①消費税の課税ベース」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 鈴木将覚 (2015a)「消費税の設計シリーズ④非課税とゼロ税率」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 鈴木将覚 (2015b)「消費税の設計シリーズ⑤消費税と法人税の関係」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 鈴木将覚 (2015c)「消費税の設計シリーズ⑥金融活動税 (FAT)」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 鈴木将覚 (2016)「消費税の設計シリーズ⑫消費税の軽減税率と C 効率性」『みずほインサイト』、みずほ総合研究所。
- 高松慶裕 (2016)「金融サービスに対する最適課税—取引費用アプローチによる検討—」『証券経済研究』第 96 号、pp. 43-58。
- 武田昌輔 (1989)『DHC コンメンタール消費税法』第一法規。
- 田近栄治・古市二郎 (2019)「銀行取引への付加価値税—論点の整理と税込試算—」『成城・経済研究』第 224 号、pp. 129-154。
- 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部分所得課 (2011)「間接的に計算される金融仲介サービス (FISIM) の導入による国民経済計算体系への影響について」『季刊国民経済計算』第 146 号、pp. 1-27。
- 中里実 (1998)『キャッシュフロー・リスク・課税』有斐閣。
- 西山由美 (2011)「EU 付加価値税の現状と課題—マーズ・レビューを踏まえて—」『フィナンシャル・レビュー』102 号、pp. 146-165。
- 西山由美 (2014)「金融セクターに対する消費課税—非課税と仕入税額控除の不整合への対応—」『租税法と市場』金子宏他編、有斐閣、pp. 298-318。
- 西山由美 (2016)「『資産の譲渡』の概念」『租税判例百選〔第 6 版〕』、中里実・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘編、有斐閣、pp. 171-172。
- 沼田博幸 (2011a)「金融仲介サービスに対する消費課税について:Zee 氏の代替的課税方式に関する論文の紹介を中心として」『租税研究』第 736 号、pp. 264-297。
- 沼田博幸 (2011b)「保険取引に対する消費課税について—損害保険に対する課税を中心として—」『会計論叢』第 6 号、pp. 13-54。
- 羽田享 (2008)「消費税における金融サービスへの課税について」『三田学会雑誌』第 101 巻第 1 号、pp. 29-52。
- 武野秀樹 (2004)『GDP とは何か 経済統計の見方・考え方』中央経済社。
- 山田敏也 (2019)「適格請求書等保存方式 (いわゆるインボイス方式) の導入後における

- る仕入税額控除方式—欧州等のインボイス制度を参考に—」『税大論叢』98号、pp. 1-107。
- 山田敏也 (2020)「シェアリングエコノミーと消費税—『事業として』の範囲及びその事業に係る仕入税額控除を中心に—」、『税大論叢』100号、pp. 269-351。
- 山本守之 (1995)「課税対象取引と課税対象外取引」『日税研論集』第30号、日本税務研究センター、pp. 115-195。
- 吉村典久 (2010)「消費税の課税要件としての対価性についての一考察—対価性の要件と会費・補助金」『租税法の発展』金子宏編、有斐閣、pp. 396-409。
- 渡辺智之 (2011)「ニュージーランド税制改革における消費課税—GSTの導入から引上げに関する考察—」『税務弘報』59巻7号、pp. 104-111。
- 渡辺智之 (2012)「付加価値税 (VAT) におけるゼロ税率」論ジュリ1号、pp. 223-226。
- 渡辺裕泰 (2012)『ファイナンス課税 第2版』有斐閣。

(英語文献)

- Auerbach, Alan and Roger Gordon (2002), “Taxation of Financial Services Under a VAT,” *American Economic Review*, Papers and Proceedings, 92, pp. 411-416
- Australian Department of the Treasury (1999), *The Application of Goods and Services Tax to Financial Services*, Consultation Document, August
- Bird, Richard and Pierre-pascal Gendron (2007), *The VAT in Developing and Transitional Countries*, Cambridge University Press, New York
- Boadway, Robin and Michael Keen (2003), “Theoretical Perspectives on the Taxation of Capital Income and Financial Services,” in P. Honohan (ed.), *Taxation of Financial Intermediation : Theory and Practice for Emerging Economies*, Oxford University Press, New York
- Diamond, Peter and James Mirrlees (1971), “Optimal Taxation and Public Production, I : Production Efficiency,” *American Economic Review*, 61(1), pp. 8-27
- European Commission (1996), *Value Added Tax—A study of Methods of Taxing Financial and Insurance Services*
- (2006), *Economic Effects of the VAT Exemption for Financial Insurance Services*
- (2007), *Commission Staff Working Document Accompanying document to the Proposal for a Council Directive amending Directive 2006/112/EC*
- (2010), *Communication from the Commission to the European Parliament,*

- The Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions : Taxation of the Financial Sector*, COM(2010) 549 final
- (2011a), *Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, COM(2010) 594 final
 - (2011b), *Impact Assessment : Accompanying the Document Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, Commission Staff Working Paper, SEC(2011) 1102 final
 - (2011c), *Executive Summary of the Impact Assessment : Accompanying the Document Proposal for a Council Directive on a Common System of Financial Transaction Tax and Amending Directive 2008/7/EC*, Commission Staff Working Paper, SEC(2011) 1103 final
 - (2012), *Proposal for a Council Decision Authorizing Enhanced Cooperation in the Area of Financial Transaction Tax*, COM(2012) 631 final/2
- Grubert, Harry and James Mackie (2000), “Must Financial Services be Taxed under a Consumption ” *National Tax Journal*, 53(1), pp.23-40
- Hoffman, Lorey, Satya Poddar, and John Whalley (1987), “Taxation of Banking Services Under Consumption Type, Destination Basis VAT,” *National Tax Journal*, 40(4), pp.547-554
- Huizinga, Harry (2002), “A European VAT on Financial Services,” *Economic Policy*, 35, pp.499-534
- IFS(Intitute for Fiscal Studies) (1978), *The Structure and Reform of Direct Taxation : Report of a Committee Chaired by Professor J.E.Meade*(ミード報告), London, Allen and Unwin
- IMF (2010), *A Fair and Substantial Contribution : A Framework for Taxation and Resolution to Improve Financial Stability, Report to the G20*, Washington DC : International Monetary Fund
- Jack, William (2000), “The Treatment of Financial Services under a Broad-Based Consumption Tax,” *National Tax Journal*, 53(4), pp. 841-851
- Keen, Michael, Russell Krelove and John Norregaard (2010) , “The Financial Activities Tax” In S. Classens, M.Keen and C. Pazarbasioglu (eds.) , *Financial Sector Taxation: The IMF’ s Report to the G-20 and Background Material*, Washington DC: International Monetary Fund.
- New Zealand Inland Revenue Department (2004), GST guidelines for working with

the new zero-rating rules for financial services, October
 OECD (2020), “Consumption Tax Trends 2020 : VAT/GST and Excise Rates, Trends
 and Policy Issues”, OECD Publishing.

Poddar, Satya (2003), “Consumption Taxes : The Role of the Value-Added Tax,”
 in P. Honohan (ed.), *Taxation of Financial Intermediation : Theory and
 Practice for Emerging Economies*, Oxford University Press, New York

Poddar, Satya and Morley English (1997), “Taxation of Financial Services under
 a Value-Added Tax,” *National Tax Journal*, 50(1), pp. 89-111

Sen, Amartya (1985), *Commodities and Capabilities*, Amsterdam, North-
 Holland(鈴木興太郎訳『福祉の経済学－財と潜在能力』岩波書店、1988 年)

Zee, Howell (2005), “A New Approach to Taxing Financial Intermediation
 Services Under a Value-Added Tax,” *National Tax Journal*, 53(1),
 pp. 77-92

— (2006), “VAT Treatment of Financial Services : A Primer on Conceptual
 Issues and Country Practices,” *International Tax Review*, 34(10),
 pp. 458-474

【判例】

昭和 56 年 4 月 24 日／最高裁判決／民集 35 卷 3 号
 平成 15 年 11 月 26 日／名古屋高裁判決／税資 253 号順号 9473
 平成 24 年 3 月 16 日／大阪高裁判決／訴月 58 卷 12 号
 平成 24 年 3 月 22 日／福岡高裁判決／平成 24 年（行コ）第 34 号

【ウェブサイト】

国税庁「No. 6201 非課税となる取引」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6201.htm>（令和 4 年 11
 月 11 日最終閲覧）

国税庁「No. 6497 仕入税額控除のために保存する帳簿及び請求書等の記載事項」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6497.htm>（令和 4 年 11
 月 11 日最終閲覧）

国税庁「No. 6505 簡易課税制度」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6505.htm>（令和 4 年 11
 月 11 日最終閲覧）

裁判所「平成 19（行ウ）第 48 号：消費税及び地方消費税更生処分取消請求事件」
https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=81435（令和 4 年 11 月 11 日
 最終閲覧）

財務省「消費税に関する基本的な資料 消費税の仕入税額控除の計算方法」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d04.htm#a06（令和 4 年
 11 月 11 日最終閲覧）

財務省「消費税に関する基本的な資料 諸外国における付加価値税の概要」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d04.htm#a08（令和4年
11月12日最終閲覧）
全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」
<https://www.zenginkyo.or.jp/stats/year2-02/>（令和4年11月12日最終閲覧）
内閣府「2020年度国民経済計算（2015年基準・2008SNA）フロー編Ⅱ.制度部門別所得支出勘定」
https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/2020/2020_kaku_top.html（令和4年11月12日最終閲覧）
みずほフィナンシャルグループ「決算・IRライブラリー 決算短信」
<https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/index.html>（令和4
年11月12日最終閲覧）
三井住友フィナンシャルグループ「決算関連情報・IR資料室 決算短信」
https://www.smfg.co.jp/investor/financial/latest_statement.html（令和4年
11月12日最終閲覧）
三菱UFJフィナンシャルグループ「IR（投資家情報）決算短信」
<https://www.mufg.jp/ir/index.html>（令和4年11月12日最終閲覧）
りそなホールディングス「財務情報・IRライブラリー 決算短信」
<https://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/ir/presentation/index.html>
（令和4年11月12日最終閲覧）